

# 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案) 一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて— 参考資料集

## 目 次

・ 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)〈抜粋〉	… 1
・ 「地方分権改革推進要綱(第1次)」(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)(抜粋)	… 2
・ 社会保障国民会議 最終報告(平成20年11月4日)(抜粋)	… 3
・ 次世代育成支援に係る制度の現状	… 5
・ 「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項(平成20年9月18日少子化対策特別部会資料)	… 6
<b>「1(3)保育をとりまく近年の社会環境の変化(検討の背景)」関係</b>	
・ 共働き世帯の増加	… 7
・ 保育所数及び保育所利用児童数の推移	… 8
・ 子どものいる女性の就業希望	… 9
・ 労働市場参加が進まない場合の労働力の推移	… 10
・ 女性の就業希望を実現するために必要なサービス量(新待機児童ゼロ作戦)	… 11
・ 保育所待機児童の現状	… 12
・ 保育所待機児童のいる市区町村の出産・育児期の女性人口等	… 13
・ 女性の年齢別にみた働き方	… 14
・ 育児期の母親が希望する働き方(短時間勤務・残業免除)	… 15
・ 女性の夜間の就労と受け皿の状況	… 16
・ 家庭環境の変化(核家族世帯の増加、ひとり親家庭の増加)	… 17
・ 保育所が取り組む家庭への支援	… 19
・ 保育所における障害児の増加	… 20
・ 子育ての孤立感・負担感	… 21

## 「1(4) 現行の保育制度の課題」関係

- 現行の認可保育所のサービス提供の仕組み … 23
- 他の社会保障制度(医療・介護・障害)によるサービス提供の仕組み・規制を極力少なくしたサービス提供の仕組みの例 … 25
- 現行の保育所の認可の仕組み … 33
- 現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み … 35
- 現行の保育所運営費の仕組み … 36
- 現行の保育所運営費の使途範囲 … 37
- 現行の保育サービスの必要性の判断基準 … 38
- 入所基準(条例)の実例(横浜市、山口市、小浜市) … 40
- 保育の質を支える仕組み … 43
- 保育の質の向上のための取組について … 44
- 児童福祉法最低基準・戦後からの保育士の配置基準の推移・各国との比較 … 45
- 保育所保育士の養成、研修等の現状 … 48
- 保育士の平均年齢、勤続年数及び平均賃金等について … 49
- 認可外保育施設に関連する現行制度・指導監督基準・認可化移行支援補助制度 … 50
- 事業所内保育施設に係る助成制度 … 53
- 認可外保育施設数・利用児童数の推移 … 54
- 認可外保育施設の現状 … 55
- (規模、年齢別入所児童数、設置主体、開所時間、水準(面積、調理室、保育士比率)、利用料、利用者の選択の現状、認可外保育施設の認可保育所への移行希望・移行上の問題点)
- 3歳児未満における保育所・認可外保育施設利用率(都道府県別) … 69
- 過疎地域の現状(全体、人口の動向、人口構成、財政状況) … 70
- 人口減少地域に関連する保育制度の概要・現状 … 74
- (小規模保育所、へき地保育所、定員・在所児数規模別の分布)
  
- 過疎地域における幼児教育経験者比率 … 78
- 保育サービスの全体像 … 79
- 多様な保育の取組の現状 … 80

## 「2 放課後児童クラブについて」関係

- 放課後児童クラブについて … 81
- 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移 … 83
- 放課後児童クラブに係る補助要件について … 84
- 放課後児童クラブガイドラインについて … 85
- 放課後児童クラブの実施状況 … 86
- 放課後児童クラブの国庫補助について … 96
- 指導員の処遇について … 97
- 放課後子ども教室との関係について … 99
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室について … 100
- 「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】 … 101

## 「3 すべての子育て家庭に対する支援について」関係

- 就学前児童が育つ場所 … 102
- 各種の子育て支援事業(制度的な位置付け、財政措置) … 103
- 他の社会保障制度における市町村事業の仕組み … 105
- 各種の子育て支援事業の取組の現状 … 106
- 各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況 … 107
- (生後4か月までの全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業)
- 各種子育て支援サービス・制度の利用状況 … 113

- 各自治体における多様な取組(事例) ……114
- 社会保障国民会議 第3分科会 中間とりまとめ(平成20年6月19日)(すべての子育て家庭に対する支援関係抜粋) ……116

#### 「4 情報公表・第三者評価について」関係

- 現行の情報公表・情報提供の仕組み  
(認可保育所に関する情報、認可外保育施設に関する情報、認定こども園、子育て支援事業) ……117
- 他の社会保障制度における情報提供制度の例(医療、介護) ……122
- 社会福祉事業の評価に関する仕組み ……131
- 保育所の自己評価に関する仕組み ……132
- 福祉サービス第三者評価事業(概要、推進体制、保育所における受審の状況) ……133

#### 「5 財源・費用負担・新制度体系について」関係

- 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(給付のバランス関係抜粋) ……136
- 社会保障国民会議 最終報告(給付のバランス関係抜粋)(平成20年11月4日社会保障国民会議) ……136
- 妊娠・出産・子育てに関連した経済的支援 ……137
- 妊婦健診の公費負担の拡充について ……138
- 子育てしながら働くことが普通にできる社会の実現に向けて(今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書 平成20年7月1日) ……139
- 主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較 ……141
- 次世代育成支援の社会的コストの推計(給付の種類及び現金給付・現物給付別分類)(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略) ……142
- 支給額、支給対象年齢について各種の前提をおいた児童手当給付額の機械的試算(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略) ……143
- 少子化対策に関する優先課題(性別／年代別) ……144
- 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(費用負担関係抜粋)(平成20年5月20日社会保障審議会少子化対策特別部会) ……145
- 社会保障国民会議 最終報告(費用負担関係抜粋)(平成20年11月4日社会保障国民会議) ……146
- 仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的コストの推計(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略) ……148
- 次世代育成支援に関する給付・サービス(費用構成、児童・家族関係社会支出の財源構成(推計)の国際比較) ……150
- 少子化対策の負担に関する国民意識 ……152
- 社会保険による次世代育成支援に関する主な議論 ……154
- 社会保険以外の社会連帯による次世代育成支援の例  
(フランスの全国家族手当金庫による家族政策の展開) ……155
- フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ ……157
- 『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」における次世代育成支援関連給付・サービスの体系的整理 ……158
- 現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方 ……159
- 次世代育成支援に関する主な給付・サービスの給付費の負担割合と利用者負担 ……160
- 各制度の費用負担の現状(事業主負担の考え方、市町村に対する財政支援の状況) ……161
- 次世代育成支援に関する利用者負担の現状(保育所の場合) ……164
- 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」 ……165

# 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)

## <抜粋>

### 第2章 成長力の強化

#### 1. 経済成長戦略

##### 【具体的手段】

##### I 全員参加経済戦略

##### ① 新雇用戦略 (p5~6)

- ・ 待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し(2010年に保育サービス利用率を20.3%から26%へ)、その財源の在り方について、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年内に結論を出す。
- ・ 「こども交付金」(仮称)の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての結論を得る。

### 第4章 国民本位の行財政改革

#### 1. 国民本位の行財政への転換

##### (2) 生活者重視の行政システム(消費者行政、規制改革)

##### 【具体的手段】

##### (3) 消費者・生活者のための規制改革 (p19)

- 診療報酬の審査・支払業務の抜本的効率化、質の確保された保育サービスの充実を含む幅広い分野について取り組み、平成20年末までに結論を得る。

### 第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

#### 1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等

##### 【具体的手段】

##### (2) 重要課題への対応

##### ③ 総合的な少子化対策の推進 (p25)

- ・ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等に基づき、保育サービスや放課後対策等の子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を車の両輪として、少子化対策を行う。
- ・ 税制の抜本的な改革と併せ、保育サービスの提供の仕組みを含む包括的な次世代育成支援の枠組みを構築する。

## 「地方分権改革推進要綱(第1次)」 (平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定) (抜粋)

### 第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

#### 1 重点行政分野の抜本的見直し

##### (1) 暮らしづくり分野関係

##### 【幼保・子ども】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。〔文部科学省・厚生労働省〕
- 保育所について、「保育に欠ける」という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。〔厚生労働省〕
- 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」について、両事業の統合も含めた更なる一本化の方向で改善方策を検討し、平成21年度から実施する。〔文部科学省・厚生労働省〕

##### 【福祉施設の最低基準】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。〔厚生労働省〕

# 社会保障国民会議 最終報告(平成20年11月4日) (抜粋)

## 2 これからの社会保障 ～ 中間報告が示す道筋 ～

### 3 社会保障の機能強化のための改革

#### (5) 少子化・次世代育成支援対策

##### ① 未来への投資としての少子化対策

少子化は日本が直面する最大の課題。基本は、就労と結婚・出産・子育ての「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実の乖離」の解消。「仕事と生活の調和の実現」と「子育て支援の社会的基盤の拡充」を車の両輪として取り組むことが重要である。

##### ② 仕事と生活の調和の推進

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、全ての働く者について社会全体で働き方の見直しに取り組んでいくことが必要である。

##### ③ 子育て支援サービスの充実

1歳の壁、4歳の壁、小1の壁、小4の壁の解消など利用者視点に立ったきめ細かな運用面での改善が必要。また、施策の担い手となっている市町村レベルでの取組の充実、省庁間の連携の強化を図るべきである。

##### ④ 地域における子育て環境の整備

地域の多様な主体が担い手となり、子ども自身の視点に立つとともに、親を一方的なサービスの受け手とせずその主体性とニーズを尊重し、子育てが孤立化しないように、子ども自身と親の成長に寄り添う形で支援することが重要である。

##### ⑤ 少子化対策に対する思い切った財源投入と新たな制度体系の構築

大胆かつ効果的な財政投入を行ってサービスの質・量の抜本的拡充を図るべき。同時に、現在様々な制度に分かれている子育て支援関係サービスを再構成し、一元的に提供することのできる新たな制度体系の構築が不可欠である。

## 3 中間報告後の議論

#### (4) 少子化対策の意義と課題

少子化問題は、将来の我が国の経済成長や、年金をはじめとする社会保障全体の持続可能性の根幹にかかわるという点で、最優先で取り組むべき「待たなし」の課題である。

本年6月の中間とりまとめでは、少子化対策は、将来の担い手を育成する「未来への投資」として位置付け、就労と結婚・出産・育児の「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実の乖離」の解消を目指し、①仕事と生活の調和、②子育て支援の社会的基盤の拡充を「車の両輪」として取り組むことが重要としている。

あわせて、我が国の家族政策関係支出が諸外国に比べて非常に小さいことから、「国が責任をもって国・地方を通じた財源の確保を図った上で、大胆かつ効果的な財政投入を行い、サービスの質・量の抜本的な拡充を図るための新たな制度体系を構築することが必要不可欠」とされている。

3

#### (5) 新たな制度体系構築に向けた基本的視点

中間とりまとめで指摘した「新たな制度体系の構築」に関して、保育サービスのあり方や育児休業制度の見直しについては、すでに専門の審議会において、年末に向けて議論が始まっているところであるが、今後の議論に反映させていくため、以下のように課題を整理した。

##### ① 仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保等

新たな制度体系構築に際しては、潜在的な保育サービス等の需要に対し、速やかにサービス提供されるシステムとすることが必要。

働き方の多様化、子育て支援ニーズの深化・多様化を踏まえ、提供者視点ではなく、子どもや親の視点に立った仕組とすることが重要であり、良質なサービスをきちんと選べる仕組とする必要がある。また、病児保育などの多様なニーズへの対応も課題。

サービス量の抜本的拡充のためにも、

- ・ ニーズの多様化に対応した保育の必要性の判断の仕組(「保育に欠ける」という要件の見直し)
- ・ サービスが必要な人が安心して利用できるような保障の強化(権利性の明確化)を図り、保育所と利用者が向き合いながら、良質で柔軟なサービス提供を行う仕組
- ・ 民間活力を活用する観点からの多様な提供主体の参入
- ・ 一定の質が保たれるための公的責任のあり方

といった見直しの視点を踏まえつつ、専門の審議会において議論を深めていく必要がある。

放課後児童対策について、制度面・予算面とも拡充する必要。

身近な地域における社会的な子育て支援機能の強化が必要。

育児休業制度については、短時間勤務制度など柔軟な働き方を支援することが重要。あわせて、男性(父親)の長時間労働の是正や育児休業の取得促進などの働き方の見直しが必要。その際、企業経営者の意識改革とともに、企業内保育施設設置に対する支援も含め、企業にインセンティブを与えるような仕組も重要。

縦割り行政を廃し、サービスを実施する市町村における柔軟な取組を可能とすることが必要。

##### ② すべての家庭の子育て支援のあり方

新たな制度体系の構築に当たっては、育児不安を抱える者への対応など、すべての子育て家庭に対する支援をより拡充することが必要。安心して子どもを産むことができるための妊娠・出産期の支援の拡充が必要。

母子家庭への支援、社会的養護を必要とする子どもや障害児など特別な支援を必要とする子どもに対する配慮が必要。

地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出すことが必要。

##### ③ 国民負担についての合意形成

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財源投入を行うことが必要。

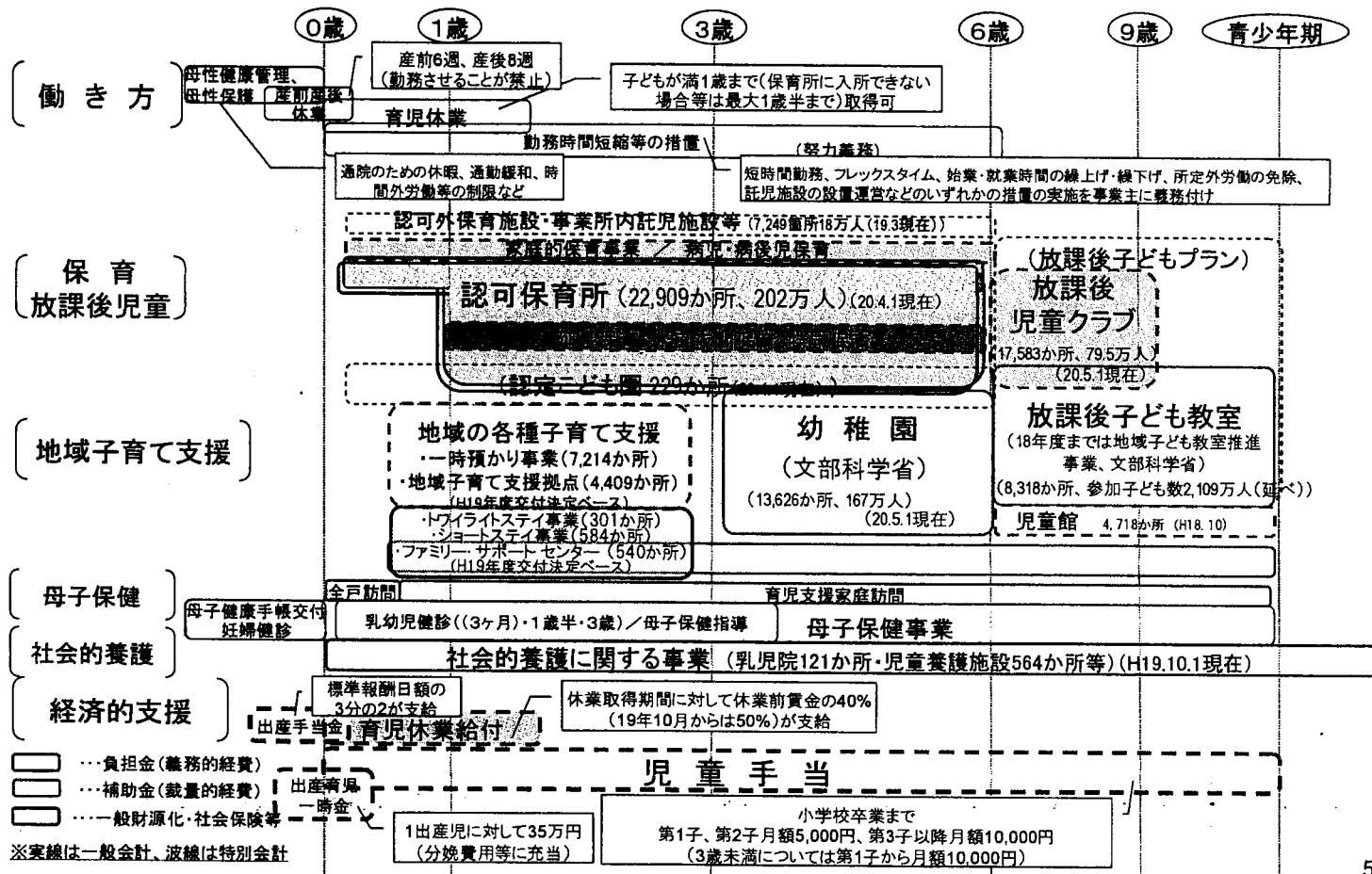
国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議報告において、1.5兆円～2.4兆円と推計されているところ。

また、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に必要なコスト、さらには児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実も、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実の優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべき。

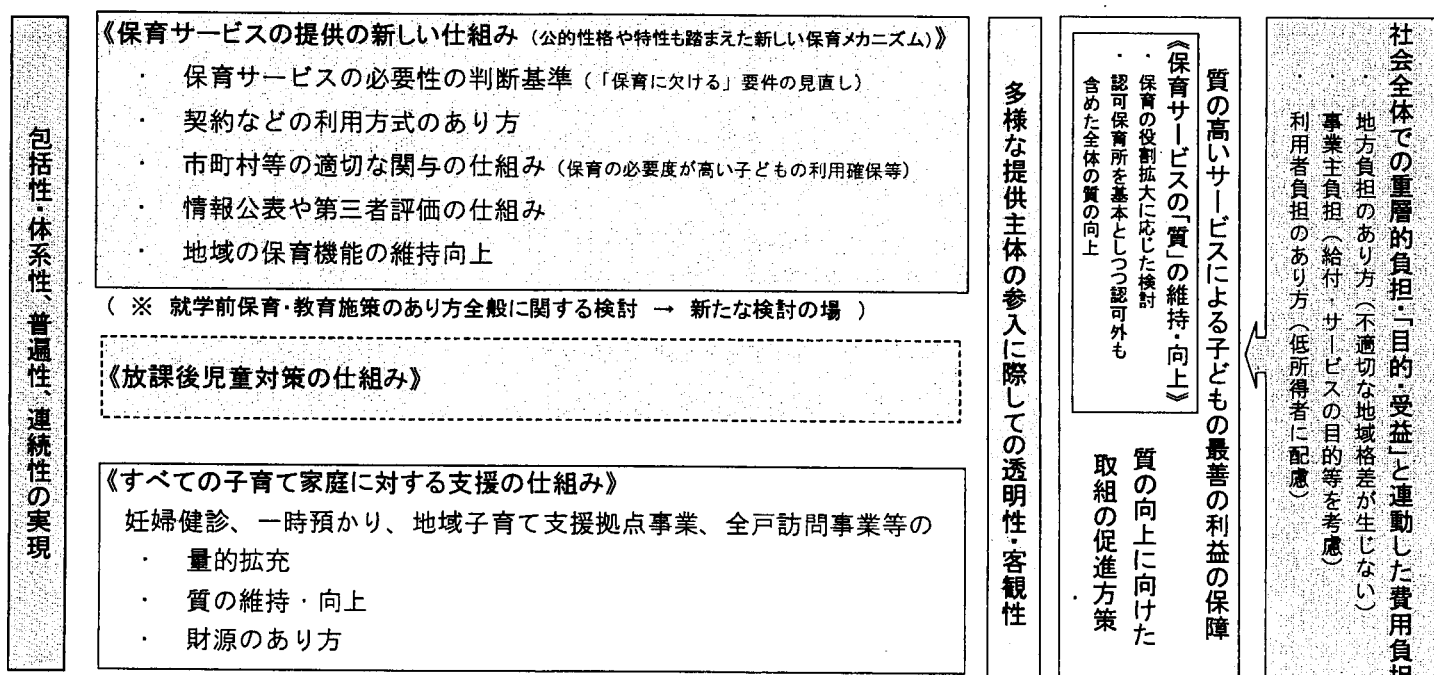
少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

4

# 次世代育成支援に関する制度の現状



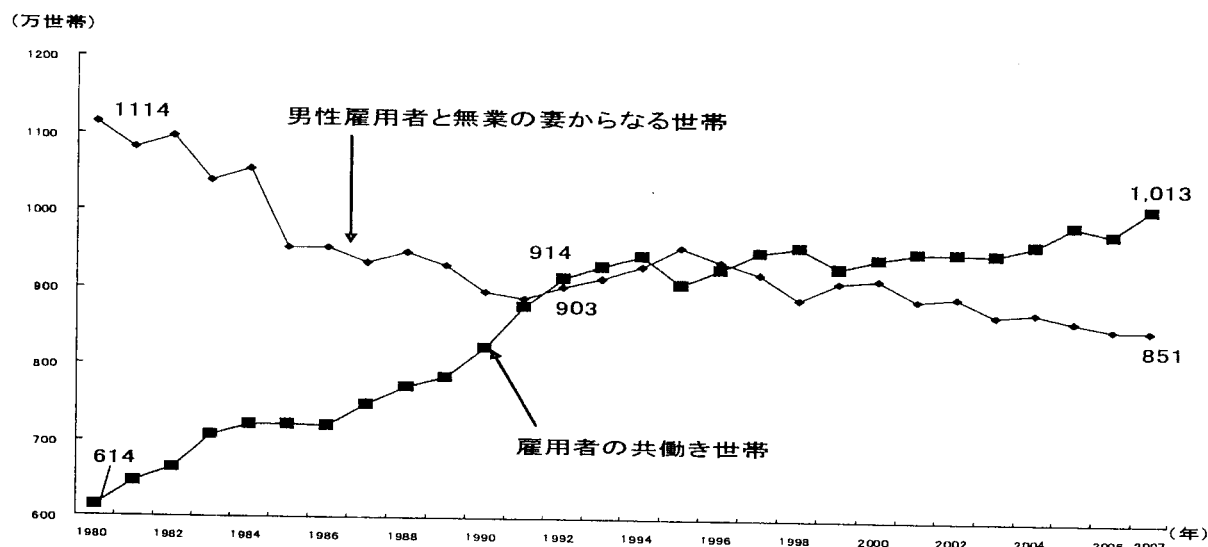
## 「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項



特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含  
働き方の見直しの必要性

## 共働き世帯の増加

○ 従来は、共働き家庭は少なかったが、1997年以降、専業主婦世帯数を上回り、その後も増加を続けている。



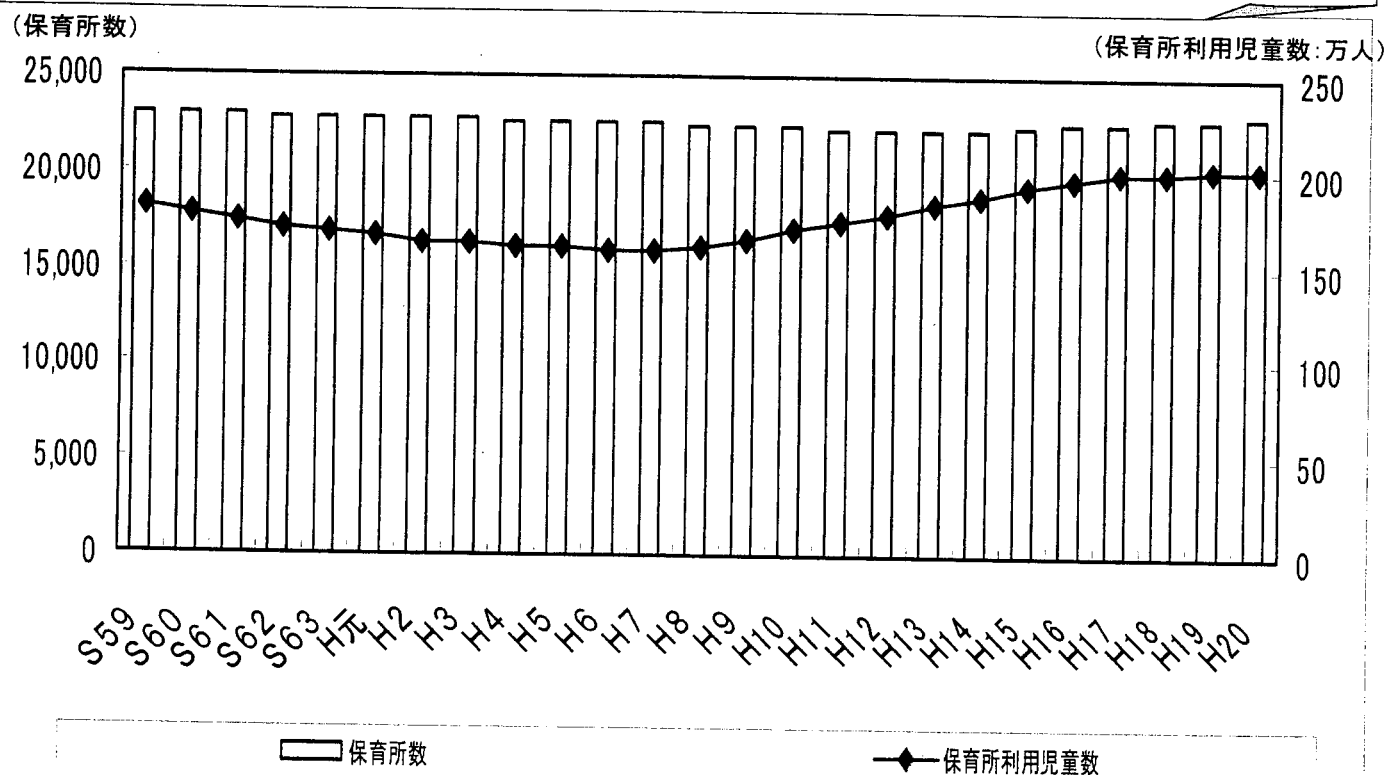
(備考)

- 平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。
- 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
- 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
- 昭和60年以降は「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親から成る世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」及び「夫婦、子供と親から成る世帯」のみの世帯数。
- 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細結果)」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

7

## 保育所数及び保育所利用児童数の推移

- 保育所利用児童数は平成6年まで若干減少していたが、その後、一貫して増加。  
 ○ 保育所運営費も、国・地方負担分を合計すると、1兆円超(平成20年度)の公費が投入されている。  
 (※国庫負担金の基準額を用いた推計。地方単独負担分を含まず。)



(資料)保育課調べ

8

# 子どものいる女性の就業希望

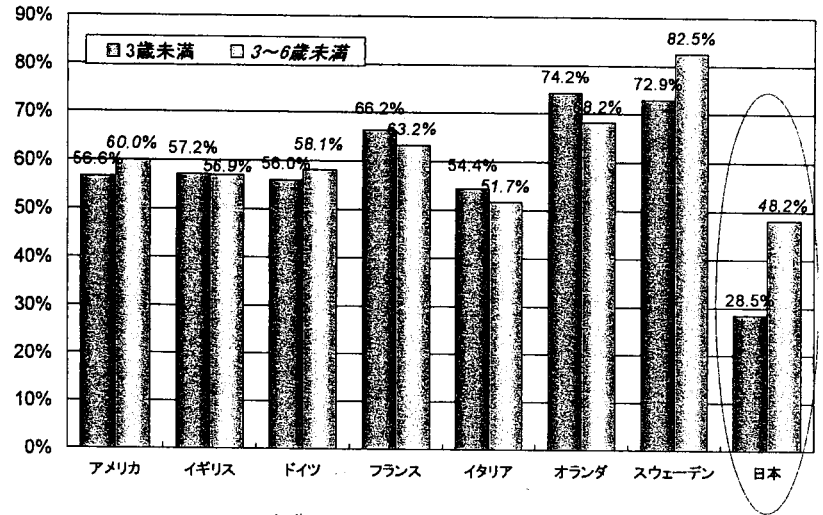
○ 我が国では、諸外国に比べ、幼い子どものいる母親の就業率が相当低い水準にあるが、現在、働いていない母親であっても就業希望のある者は多い。

末子の年齢別子どものいる世帯における母の就業状態(平成18年)

	末子の年齢			
	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳
子どものいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	32.5	51.4	62.9	71.2
就業者	31.0	50.3	61.6	70.5
完全失業者	1.2	1.7	1.3	1.4
非労働力人口	67.5	47.4	36.5	28.1
就業希望者	24.9	19.7	13.2	9.4

出典:総務省「労働力調査詳細調査」(平成18年、年平均)

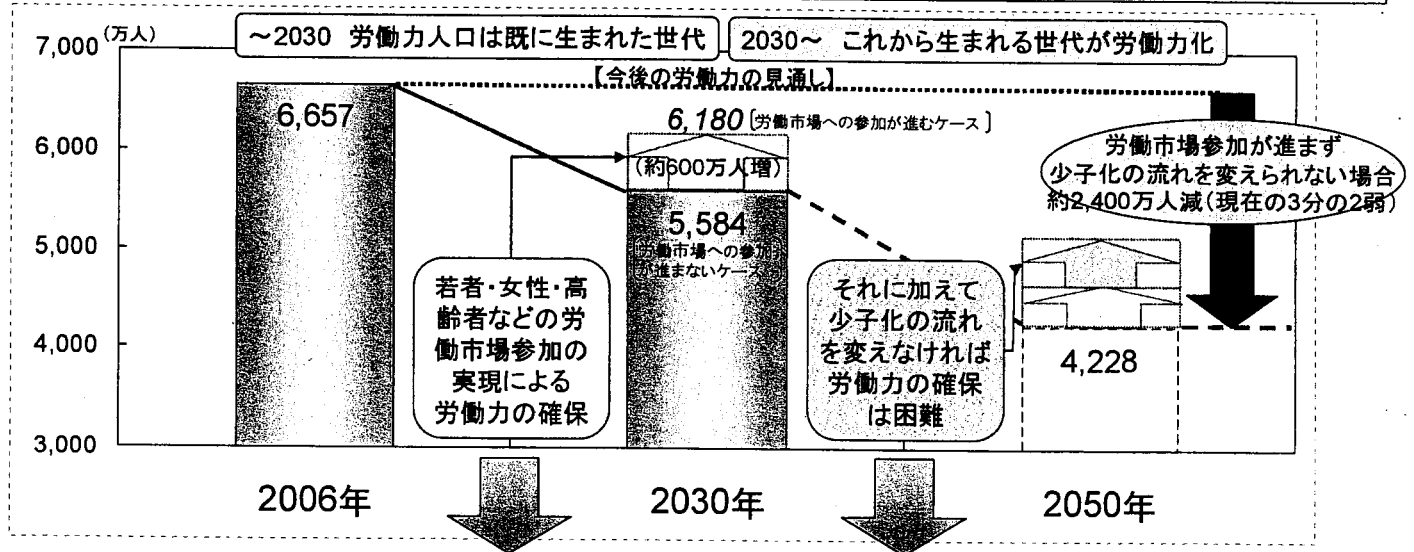
6歳未満の子を持つ母の就業率の比較(2002年)



出典: OECD: Society at a Glance 2005

## 労働市場参加が進まない場合の労働力の推移

- 「就業」と「結婚や出産・子育て」の「二者択一構造」が解決されないなど労働市場への参加が進まない場合、日本の労働力人口は今後大きく減少(特に、2030年以降の減少は急速)。
- 若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現と、希望する結婚や出産・子育ての実現を同時に達成できなければ、中長期的な経済発展を支える労働力確保は困難に。その鍵は仕事と子育ての「二者択一構造」の解決。



この2つの要請を同時に達成する必要 → 「二者択一構造」の解決が不可欠

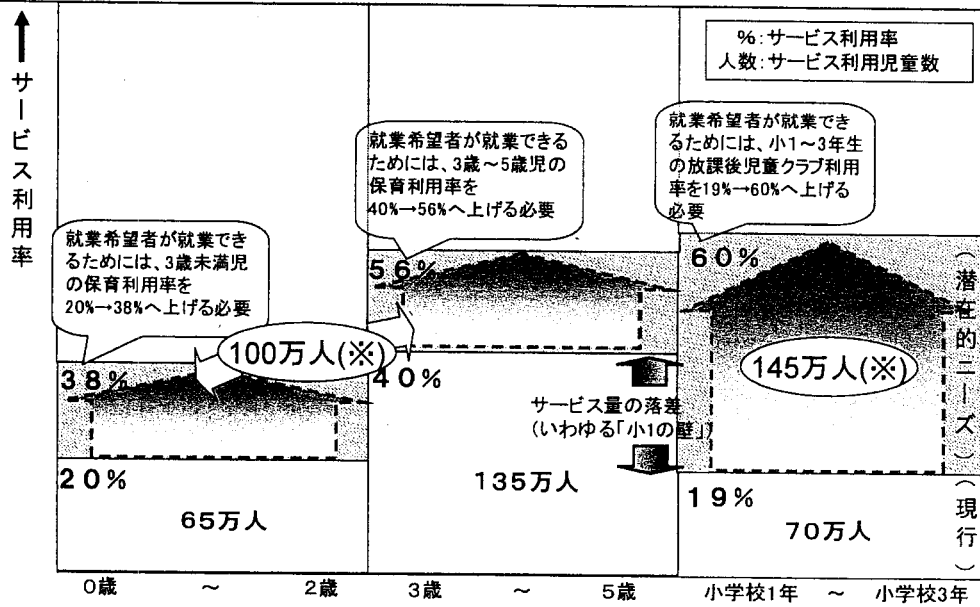
- ① 「結婚・出産」のために「就業」を断念すれば、女性の労働市場参加が実現せず、中期的(～2030年頃)な労働力人口減少の要因となり、
- ② 「就業」のために「結婚・出産」を断念すれば、生産年齢人口の急激な縮小により、長期的(2030年頃以降)な労働力確保が困難に。

(注)2030年までの労働力人口は雇用政策研究会報告(平成19年12月)。ただし、2050年の労働力人口は、2030年以降の性・年齢階級別労働力率が変わらないと仮定して、平成18年将来推計人口(中位推計)に基づき、厚生労働省社会保障担当参事官室において推計。



# 女性の就業希望を実現するために必要なサービス量 (新待機児童ゼロ作戦)

○ 現在働いていない幼い子どものいる母親の就業希望を実現するためには、相当量のサービス基盤が必要。  
(「新待機児童ゼロ作戦」では、これらの就業希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充の必要性を提示。)



※潜在的ニーズの量は、現在の児童人口にサービス利用率を乗じたものであり、将来の児童数により変動があり得る。

(参考)

児童数 (2006年)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
	108万人	105万人	109万人	112万人	115万人	117万人	118万人	118万人	119万人

【保育所、放課後児童クラブ単価(円)】

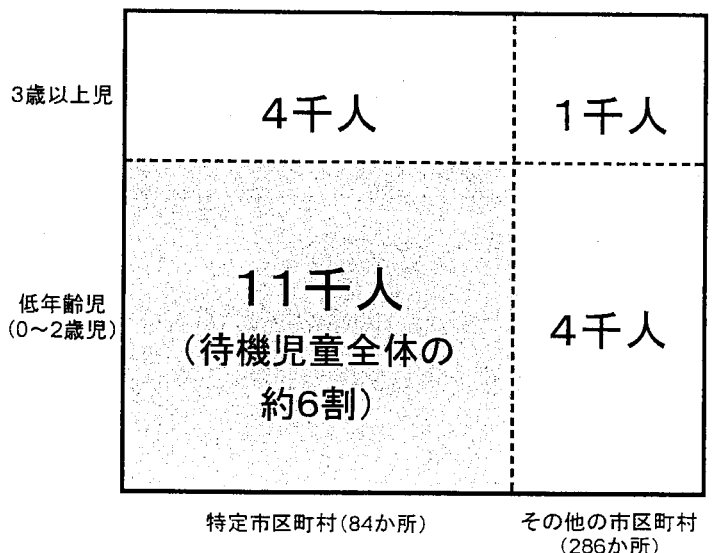
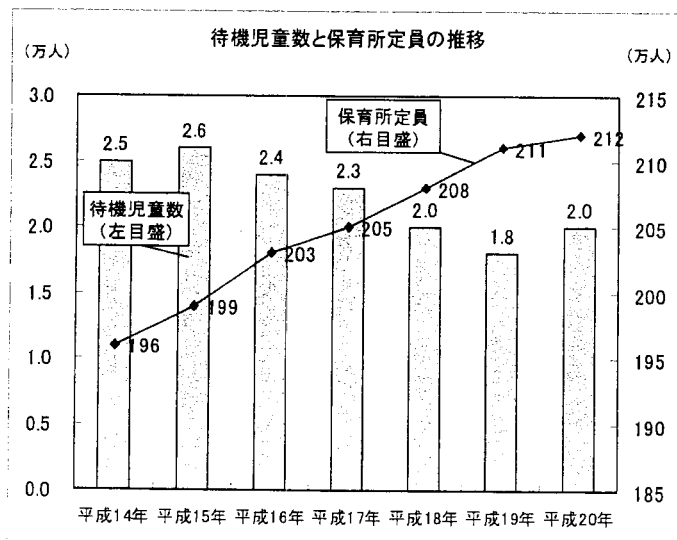
単価(事業費ベース・月額)	171,250円	101,417円	101,417円	49,417円	42,417円	42,417円	10,000円	10,000円	10,000円
単価(公費負担ベース・月額)	136,833円	67,000円	67,000円	22,000円	17,250円	17,250円	5,000円	5,000円	5,000円

## 保育所待機児童の現状

- 平成20年4月1日現在の待機児童数は1万9,550人(5年ぶりに増加)。
- 過去5年間(H15→20年)で13万人分の保育所定員を整備したが、待機児童数は7千人しか減少していない。  
(保育所定員が整備されても、潜在需要の顕在化が続き、待機児童が解消されない状況。)
- 待機児童が多い地域は固定化(待機児童50人以上の特定市区町村(84市区町村)で待機児童総数の約76%)。
- 低年齢児(0～2歳)の待機児童数が全体の約76%。

【保育所待機児童数と保育所定員の推移】

【保育所入所待機児童 2万人の内訳】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。  
※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

# 保育所待機児童のいる市区町村の出産・育児期の女性人口等

全国の出産・育児期の女性の3分の2は、待機児童のいる市区町村に居住している。

	370市区町村 (待機児童が1名以上)		84市区町村 (待機児童が50名以上)		全国	
		全国に占める割合		全国に占める割合		
全人口	74,081,777	58.0%	42,300,133	33.1%	127,771,000	
うち20～39歳全人口	22,983,052	68.0%	12,440,022	36.8%	33,823,000	
女性人口	37,653,244	57.5%	21,520,308	32.9%	65,461,000	
うち20～39歳女性人口	11,285,776	65.6%	6,118,221	35.6%	17,193,000	
利用児童数 (認可保育所)	0歳	53,395	60.5%	32,719	37.1%	88,189
	1歳	138,950	53.9%	77,207	30.0%	257,757
	2歳	170,286	51.5%	93,297	28.2%	330,644
	3歳未満児	362,631	53.6%	203,223	30.0%	676,590
	全年齢児	991,395	49.0%	532,073	26.3%	2,022,173
待機児童数	19,550	100.0%	14,784	75.6%	19,550	
認可保育所数		9,453	41.6%	4,952	21.8%	22,720
	うち社会福祉法人営	4,722	46.7%	2,509	24.8%	10,117
	うち営利法人営	110	-	86	-	-
認可外保育施設数	6,240	86.1%	3,623	50.0%	7,249	

※1 「全人口」「女性人口」のうち、「全国」の数値は総務省「人口推計年報」(H19.10.1)。

※2 「全人口」「女性人口」のうち※1以外、「利用児童数」及び「待機児童数」は厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(原則H20.4.1)。

※3 「全人口」「女性人口」のうち「370市区町村」「84市区町村」それぞれの内数である20～39歳人口には、広島県府中市、庄原市及び安芸高田市の数値は集計のため含んでいない。

※4 「認可保育所数」のうち、「370市区町村」及び「84市区町村」は厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(原則H18.10.1)。

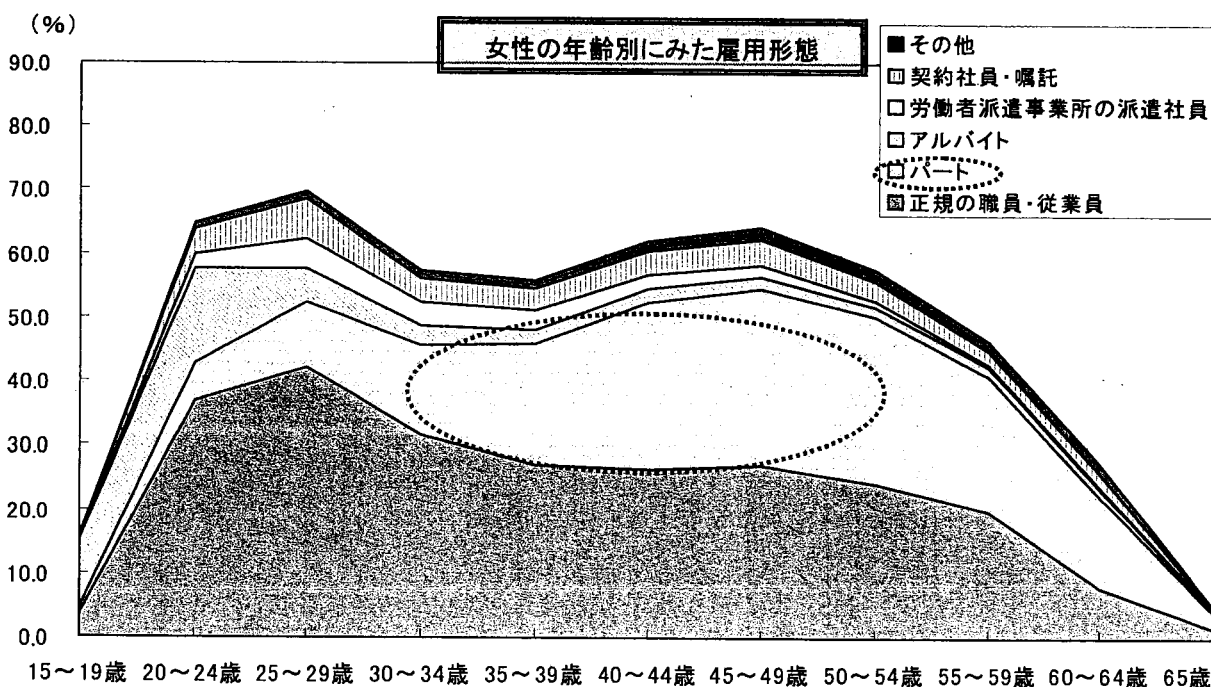
※5 「認可保育所数」のうち、「全国」は厚生労働省統計情報部「社会福祉施設等調査」(H18.10.1)。

※6 「認可外保育施設数」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(原則H19.3.31)。

13

## 女性の年齢別にみた働き方

- 女性の就業率自体は、25～29歳層をピークに、出産を契機とした退職等によって30～39歳層で下がり、その後、40～49歳層まで緩やかに上昇(M字カーブ)。
- ただし、雇用形態としては、20～29歳層は正規職員が主であるが、30歳以降、正規職員の割合は下がり続け、パートが増加。



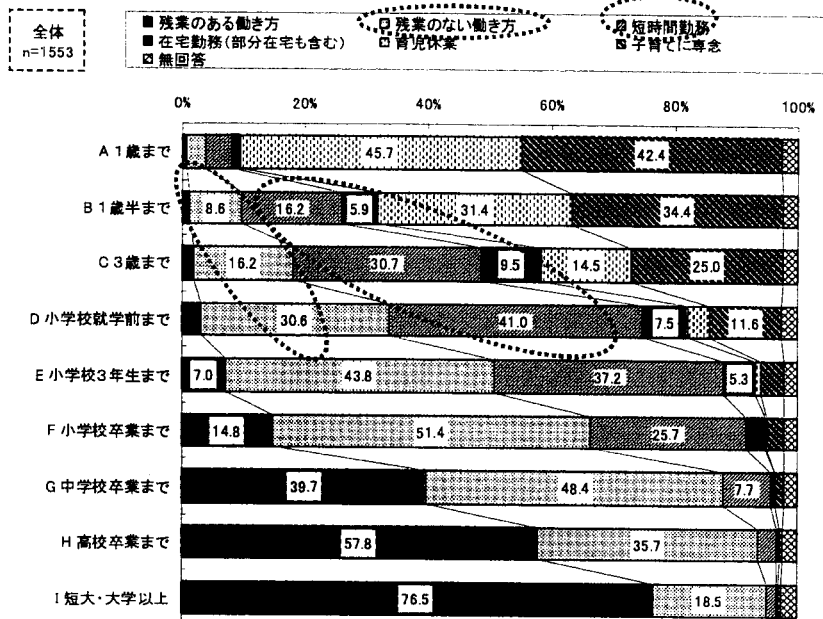
出典：総務省統計局「平成19年労働力調査」(詳細結果)

14

# 育児期の母親が希望する働き方(短時間勤務・残業免除)

○ 育児期の母親が希望する働き方を見ると、1歳～小学校就学までは「短時間勤務」を希望する人が最も多く、次いで「残業のない働き方」となっている。

子の年齢別にみた、子を持つ母親として望ましい働き方(従業員調査)



注: 図表を見やすくするために、5.0%未満はデータを表示していない。

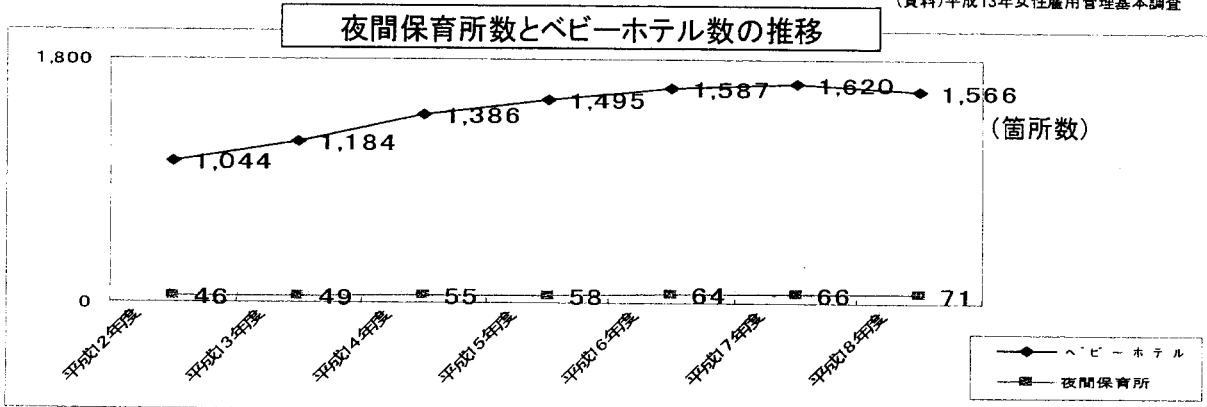
出典: ニッセイ基礎研究所「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査」(平成20年)

## 女性の夜間の就労と受け皿の状況

- 深夜(22時～5時)に就労する女性は少数であるが、交代制勤務者を中心に約4%存在する。
- 受け皿となる夜間保育所の整備は十分進んでいない一方、認可外のベビーホテルは増加傾向にあり、主に夜間保育されている子どもがベビーホテル入所児童の2割を占めている。

女性労働者に占める深夜業従事者の割合		
3.6%	うち交代制勤務者	うち交代制勤務でない者
	2.9%	0.6%

(資料)平成13年女性雇用管理基本調査

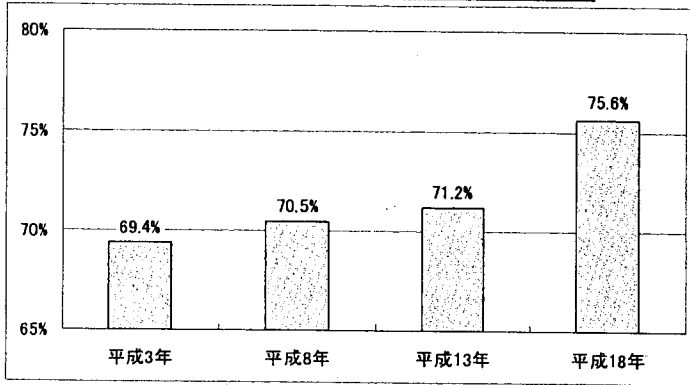


ベビーホテルの保育時間帯別入所児童数					
区分	24時間保育 されている者	主に夜間に保育 されている者	主に昼間に保育 されている者	保育時間帯が 不明な者	入所児童総数
児童数(割合)	257(1%)	6,338(21%)	22,285(75%)	668(2%)	29,548(100%)
(前年児童数)	(440)	(5,734)	(23,721)	(745)	(30,640)

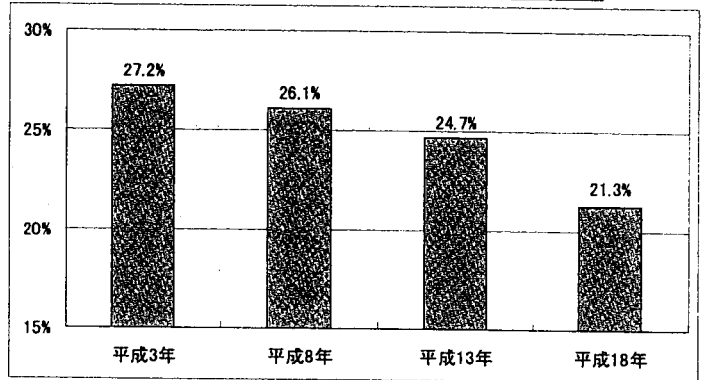
## 核家族世帯の増加(家庭環境の変化)

- 児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合が増える一方、子育て経験を持つ祖父祖母と共に暮らす三世代世帯の割合が減少している。

児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合



児童のいる世帯に占める三世代世帯の割合

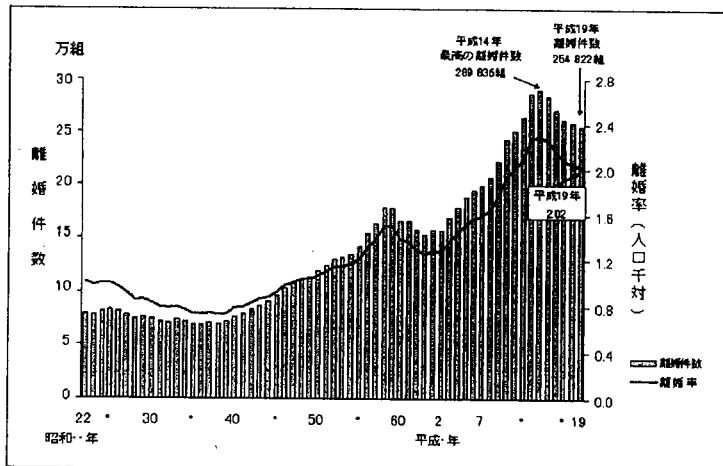


(資料出所) 国民生活基礎調査

## ひとり親家庭の増加(家庭環境の変化)

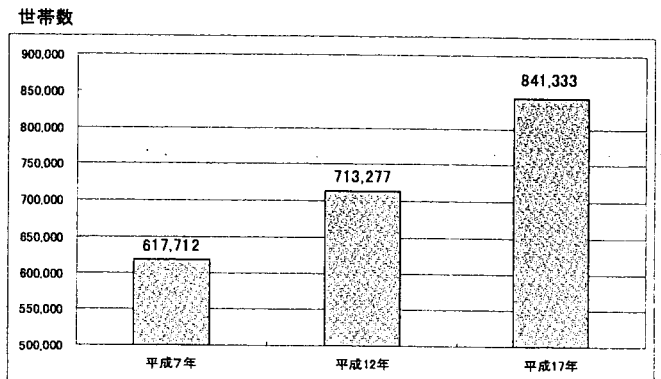
- 近年の離婚数の増などに伴い、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)は、ここ10年で4割近く大幅に増加している。

離婚件数及び離婚率の推移



(資料出所) 平成19年人口動態統計

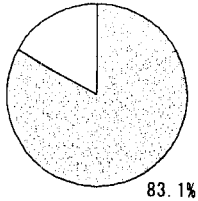
ひとり親世帯数の推移



(資料出所) 国勢調査

# 保育所が取り組む家庭への支援

## 保育所における育児相談の実施の有無



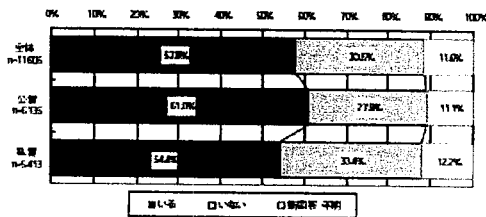
(資料出所) 平成18年社会福祉施設等調査報告

- 育児相談ありと答えた保育所は全体の約83%である。
- そのうち、約92.1%が面接相談、約89.9%が電話相談、約17.7%が育児学級の開催を行っている。

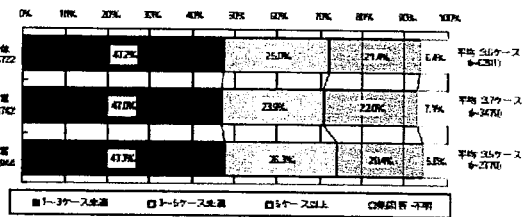
- 生活面、精神面での支援の必要な家庭の有無については、6割近くの保育所が「いる」と答えている。
- 「いる」と答えた保育所において、その支援の必要な家庭の数を見ると、平均3.6ケースと答えている。

## 生活面、精神面での支援の必要な家庭の状況

図表 2-5-1 運営主体別 生活面、精神面で支援の必要な家庭の有無：単数回答



図表 2-5-2 運営主体別 生活面、精神面で支援の必要な家庭数：数値回答

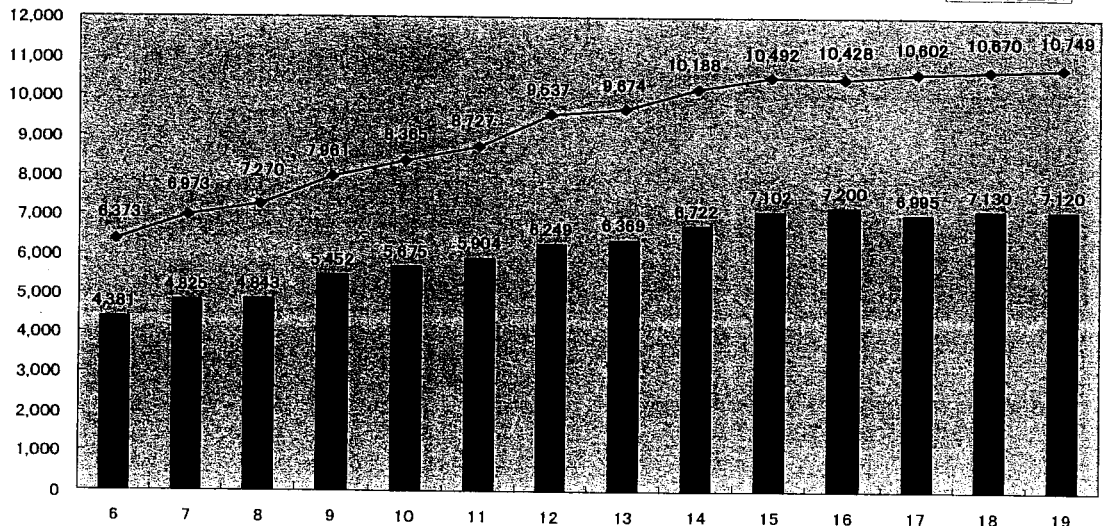


(資料出所) 全国の保育所実態調査(平成20年・全保協調査)

# 保育所における障害児の増加

- 保育所において、発達障害児をはじめとした障害児の数が増えつつある。

障害児保育の実施状況推移

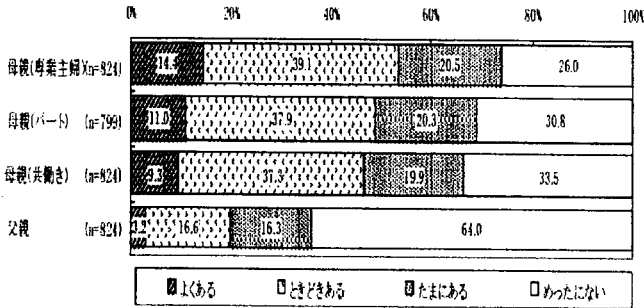


(資料出所) 厚生労働省保育課調べ

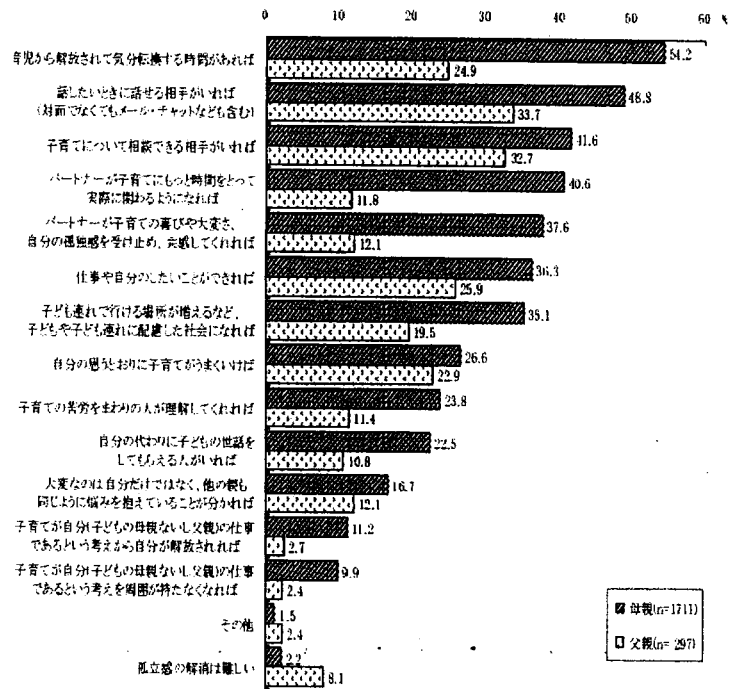
# 子育ての孤立感

- 子育てに関する孤立感を感じる母親の割合は高い(特に専業主婦)。
- 孤立感を解消するために求められているのは、「育児から解放されて気分転換する時間」、「話せる相手」「相談できる相手」、「パートナーの子育ての関わり」等が上位を占めている。

図表 29 孤立感を感じることはない



図表 242 孤立感を解消するには



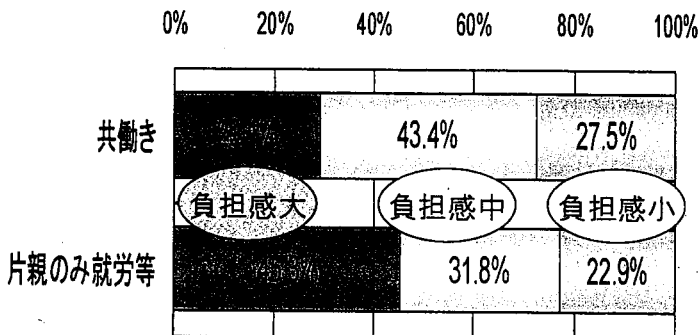
(資料)平成18年度 子育てに関する意識調査報告書

# 子育ての負担感

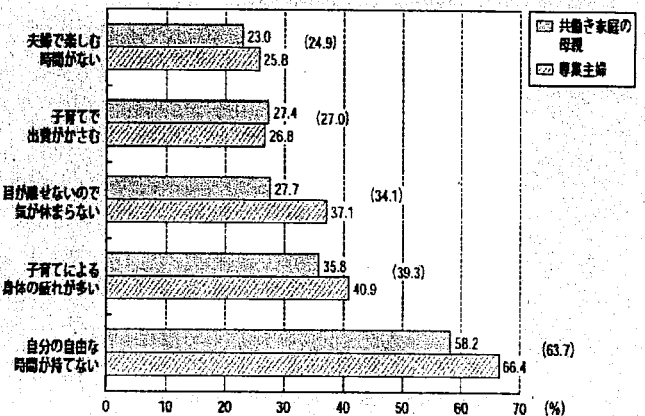
- 専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。
- 負担感の内容を見ると、「自由な時間が持てない」「身体の疲れ」「気が休まらない」が上位を占める。

第1-2-35図 子育ての負担感の状況

女性の子育ての負担感



(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)



資料:厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査」(2002(平成14)年度)  
注:( )内は、共働き家庭の母親、専業主婦の数値を加重平均したものである。

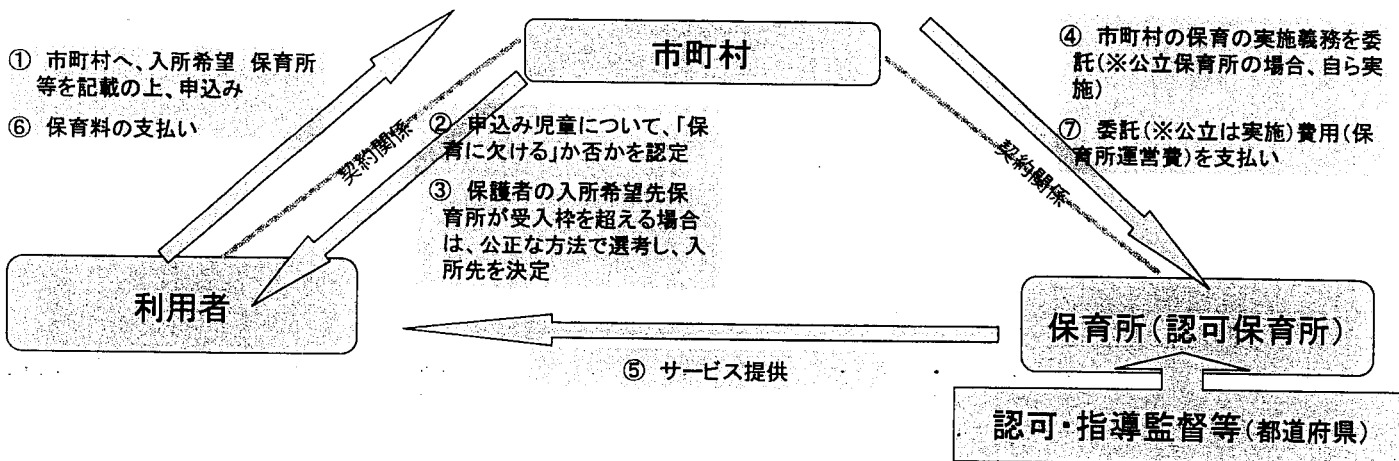
# 現行の認可保育所のサービス提供の仕組み

## (現行の認可保育所の利用方式)

- 現行制度における認可保育所の利用方式は、
  - ① 保護者が、市町村へ入所希望保育所等を記載の上、申込みを行い、
  - ② 市町村において、対象児童が「保育に欠ける」か否かを判断した上で、保護者の入所希望を踏まえ、市町村が保育所を決定する仕組み。

## (市町村に対する保育の実施義務)

- このような仕組みは、現行制度が、市町村に対して、認可保育所において保育する義務(保育の実施義務)を課しており、この市町村による保育の実施義務の履行(公立保育所において自ら実施するか、私立保育所へ委託)を通じて、保護者に認可保育所が利用される仕組みであることと密接に関連。  
(※市町村は、自ら(公立保育所)による保育の実施費用を負担、又は、委託費(私立保育所)を支払い。)



23

## (保育の実施義務の例外)

- また、現行制度における市町村の保育の実施義務には、「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない」とする例外が設けられている。
  - ※ 「やむを得ない事由」…地域の保育所(認可保育所)全体を通じて受入れ能力がない場合を含む
  - ※ 「その他適切な保護」…家庭的保育のほか、認可外保育施設のあっせんも含む
  - ※ なお、市町村の保育の実施に要する費用は、公立保育所については一般財源化(市町村の地方交付税等の一般財源により負担)されているが、私立保育所については負担金(国及び都道府県が一定割合を義務的に負担する仕組み)となっており、市町村に対する保育の実施義務とその財源確保は切り離すことのできない関係にあることに留意。

## (認可の裁量性)

- さらに、市町村の保育の実施義務を履行する受け皿となる保育所の認可制度には、認可権者である都道府県に、既存事業者の分布状況等を勘案した上で設置が必要かどうかを判断する裁量が比較的広く認められている。(→※次回の検討課題)

## 《参考》

### ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抜粋)

- 第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。
- 2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。
  - 3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

4・5 (略)

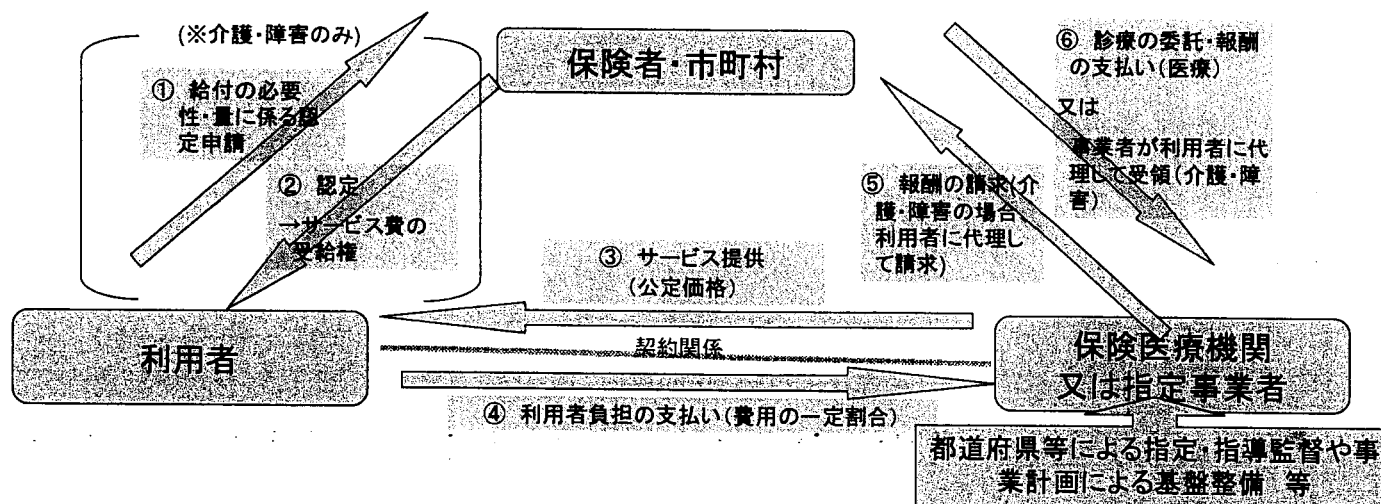
## 他の社会保障制度(医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み

(給付の必要性・量の判断・それに応じた受給権)

- 他の社会保障制度(医療・介護・障害)においては、
  - ・ 診察に当たる医師又は行政(市町村)が給付の必要性・量の判断を行い、
  - ・ 利用者は、当該判断の範囲内におけるサービス利用について、保険者又は行政(市町村)から給付を受ける権利を有しており、基準を満たした保険医療機関又は指定事業者からサービス提供を受ける仕組みとなっている。

(公定価格)

- なお、サービス費用については、公定価格となっており、保険者・市町村による給付は、(利用者に代理して)保険医療機関又は指定事業者が請求・受領する形式。



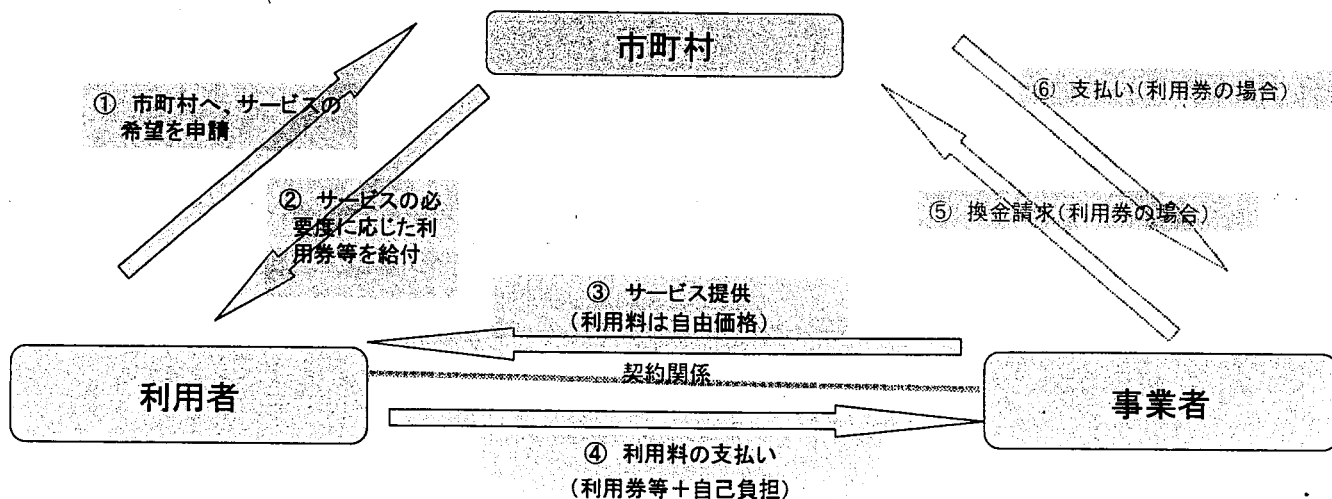
## 規制を極力少なくしたサービス提供の仕組みの例

○ 規制の極めて少ないサービス提供の仕組みの例としては、例えば、以下のような方式が考えられる。

- ① 利用者は、市町村へサービスの希望を申請
- ② 市町村は、サービスの必要度に応じ給付(利用券又は現金)
- ③ 事業者は価格を自由に設定し、サービス提供。

(※利用券が充当可能な事業所については、限定しない方法も、一定の基準を満たした指定事業者のみとする方法も、いずれも考えられる。)

- ④ 利用者は、選択した事業者に対し、利用券等に自らの負担を上乘せし、利用料を支払い。





## (参考)サービス提供の仕組みの比較

	現行の認可保育所のサービス提供の仕組み	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例
(1) サービス・給付の保障	市町村に対する保育の実施義務 (※地域の保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り)	・個人に(2)の判断の範囲内のサービス費用の受給権  ・保険者又は市町村にサービス費の給付義務	・個人にサービスの必要度に応じた一定額の受給権  ・市町村にサービスの必要度に 応じた一定額の給付義務
(2) 給付の必要性・量の判断	市町村において「保育に欠ける」か否か、及び、優先度について判断。 (※受入保育所の決定と一体的に実施。)	診察に当たる医師又は行政(市町村)が給付の必要性・給付量又は上限量を判断	市町村において、サービスの必要度を判断。
(3) サービス選択・利用方法 (契約関係)	・基準を満たした認可保育所の中から選択(※定員を超える場合は市町村が公平な方法で選考。)  ・利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上申込み	・基準を満たした保険医療機関又は指定事業者の中から選択  ・利用者が指定事業者と契約	・基準を満たした指定事業者の中から選択、又は、市中の提供者から自由に選択  ・利用者が事業者と契約

27

	現行の認可保育所のサービス提供の仕組み	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例
(4) サービスの価格	公定価格 (※国が地域等に応じ市町村へ交付する「保育所運営費負担金」を定めている。)	公定価格 (※国が診療行為やサービス毎等に応じた費用額を定めている。)	自由価格 (※事業者が自由に設定)
(5) 給付方法 (補助方式)	・市町村が保育所へ、委託費(運営費)を支払い。	・保険者による現物給付 又は 市町村が利用者に費用の一定割合を給付。 (※実際の資金の流れとしては、保険医療機関又は指定事業者が(利用者に代理して)保険者(市町村)に請求・受領。(代理受領))	・利用者に一定額の利用券又は現金を給付。  ・(利用券の場合)事業者が市町村に換金請求・受領。
(6) 利用者負担	・市町村が保護者から所得に応じた利用料を徴収	・保険医療機関又は指定事業者 に利用者がサービス費用の一定割合を支払い (※所得に応じた負担の上限有り。)	・事業者が利用者から自由に設定したサービス価格から、利用券支給額(定額)を控除した額を徴収 (→※利用者負担が増大し、所得によって利用機会が十分保障されない可能性)

## (参考) 他の社会保障制度のサービス提供の仕組み

	医療（療養の給付）	介護保険	障害(自立支援給付)	保育（認可保育所）
(1)サービス・給付の保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者に患者(被保険者)に対する療養の給付を義務付け(現物給付)</li> <li>・保険者が指定医療機関に対し、被保険者に対する保険診療を委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人に要介護認定の範囲内のサービス費用の受給権</li> <li>・市町村に要介護認定の範囲内のサービス費用の一定割合の給付義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人に市町村による給付決定の範囲内のサービス費用の受給権</li> <li>・市町村に給付決定の範囲内のサービス費用の一定割合の給付義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に「保育に欠ける」児童に対する保育の実施を義務付け (※地域の保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り)</li> <li>・市町村は自ら保育を実施(公立保育所)、又は委託(私立保育所)</li> </ul>
(2)給付の必要性・量の判断	サービス提供者(診察に当たる医師)が給付の必要性・給付量を判断	保険者(市町村)において、全国統一の基準に基づく要介護認定により、給付の必要性・上限量を決定	市町村において、全国統一の基準に基づく障害程度区分認定や、障害者を取り巻く環境等を勘案して、給付の必要性・給付量を決定	市町村において、条例で定める基準により「保育に欠ける」か否か(サービス対象か否か)、及び、優先度について判断。(受入保育所の決定と一体的実施。)
(3)サービスの選択 利用方法 (契約関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準を満たした保険医療機関の中から選択</li> <li>・患者(被保険者)が保険医療機関と契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準を満たした指定事業者の中から選択</li> <li>・利用者が指定事業者と契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準を満たした指定事業者の中から選択</li> <li>・利用者が指定事業者と契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準を満たした認可保育所の中から選択(※定員を超える場合、市町村が公平な方法で選考。)</li> <li>・利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上、申込み</li> </ul>

29

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(4)サービスの価格	<p>公定価格 (※国が診療行為毎等に費用額を定めている。)</p>	<p>公定価格 (※国が地域等に応じサービス毎に費用額を定めている。)</p>	<p>公定価格 (※国が地域等に応じサービス毎に費用額を定めている。)</p>	<p>公定価格 (※国が地域等に応じ市町村へ交付する「保育所運営費負担金」を定めている。)</p>
(5)給付方法 (補助方式)	<p>保険者が(現物給付の委託先である)保険医療機関に対し、給付に要する費用を支払い</p> <p>(※なお、医療保険の中には、療養費払い(償還払い)も併存。)</p>	<p>保険者(市町村)は利用者、サービス費用の9割を給付(利用者補助)。</p> <p>(※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者に代理して保険者(市町村)に請求・受領。(代理受領))</p>	<p>市町村は利用者、サービス費用の9割を給付(利用者補助)。</p> <p>(※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者に代理して市町村に請求・受領。(代理受領))</p>	<p>市町村が保育所へ、委託費(運営費)を支払い。</p>
(6)利用者負担	<p>保険医療機関が、患者から、一部負担(被用者本人については費用の3割等)を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>指定事業者が、利用者から、サービス費用の1割を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>指定事業者が、利用者からサービス費用の1割を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>市町村が保護者から所得に応じた利用料を徴収</p>

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(7)事業者参入	<p>・保険医療機関の指定拒否事由は法定されている</p> <p>(指定拒否事由の概要)</p> <p>・当該医療機関に、指定取消など不正が認められる</p> <p>・開設者又は管理者の刑罰や不正行為が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、病床数(入院ベッド数)については、都道府県が医療計画において定める基準量を超えるものとして勧告を受けた場合は、保険医療機関の指定の拒否が可能。</p>	<p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>(指定拒否事由の概要)</p> <p>申請者が</p> <p>・法人格が無い</p> <p>・基準に適合しない</p> <p>・刑罰や不正行為等が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>(指定拒否事由の概要)</p> <p>申請者が</p> <p>・法人格が無い</p> <p>・基準に適合しない</p> <p>・刑罰や不正行為が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスと一部通所サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<p>・保育所の認可拒否には都道府県の裁量性が認められている(既存事業者の分布状況の勘案等)</p>

31

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(8)情報開示・第三者評価	<p>・医療機関に都道府県に対する一定の事項(医療従事者の数、治療結果情報等)の報告が求められており、都道府県が一括して公表</p> <p>・第三者評価の受審は任意（上記の情報開示に係る報告事項の対象）</p>	<p>・指定事業者に都道府県に対する一定の事項(従業者の数、経験年数等)の報告が求められており、都道府県が一括して公表</p> <p>・一部サービス（グループホーム等）については第三者評価の受審を義務付け</p>	<p>・情報開示に関する制度は特になし</p> <p>・第三者評価の受審は努力義務</p>	<p>・情報開示に関する制度は特になし</p> <p>・第三者評価の受審は努力義務</p>

32

## 現行の保育所の認可の仕組み

### (現行の保育所の認可の仕組み)

- 現行制度では、
  - ・ 市町村が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事への届出
  - ・ 市町村以外の者が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事による認可を経ることとされている。
- 都道府県知事は、市町村以外の者から認可の申請があった場合、都道府県及び市町村による保育需要に関する現状分析と将来推計を踏まえ、申請への対応を検討すること(「保育所の設置認可等について」平成十二年児発第二九五号通知)とされており、認可の可否に関する裁量が比較的広く認められている。
- なお、主体制限については、平成12年に撤廃されており、株式会社やNPO法人の参入も可能。ただし、施設整備補助は対象外とされている。

### (認可の効果)

- 現行制度では、市町村に認可保育所における保育の実施義務を課した上で、認可保育所における保育の実施に要する費用を市町村が支弁するものとされている。
  - (※ 市町村が支弁した保育所運営費の負担割合は、
    - ・ 公立保育所は市町村10/10、
    - ・ 私立保育所は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。)
- 認可保育所となることの主たる効果は、この市町村による保育所運営費の支弁にある。
- また、認可保育所には、児童福祉施設最低基準の遵守が求められている。【→資料4 P24】

33

### (保育の「実施義務の例外」との関係)

- 一方で、現行制度における市町村の保育の実施義務には、地域の保育所全体を通じて受入能力がない場合を含め、「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるとき」は、認可外保育施設のあつせんを含む「その他適切な保護」で足りるものとされていることもあり(→※第12回(9/30)の課題)、待機児童がいる市町村の場合で必要な基準を満たしている場合であっても、認可されないことがあり得る。

### (参考)

#### ①設置主体別保育所認可の状況(平成19年4月1日現在)

市町村	社会福祉法人	社団法人	財団法人	学校法人	宗教法人	NPO	株式会社	個人	その他	計
11,603	10,163	4	227	171	277	54	118	212	19	22,846

#### ②市町村・社会福祉法人以外の多様な主体による保育所認可の状況(年度別認可数)

	社団・財団	学校法人	宗教法人	NPO	有限・株式	個人	その他	計
H12	1	6	8	3	6	5	0	27
H13	4	10	0	5	12	10	2	43
H14	2	10	2	5	12	9	0	40
H15	4	21	0	8	17	12	0	62
H16	3	35	5	12	24	5	4	80
H17	1	27	1	13	21	2	2	67
H18	3	47	0	10	36	4	2	102

34

# 現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み

## (現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み)

○ 市町村が策定する整備計画に基づいて、以下の設置主体が保育所の施設整備(新設・修繕・増築等)を行う場合に、定員規模、地域等に応じて、補助を行うもの。

### 《対象法人》

社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所部分)、日本赤十字社、公益法人  
(※株式会社、NPO法人は対象外。なお、公立保育所の施設整備については平成18年度に一般財源化。)

《国庫補助単価》 定員90名の新設の場合 1施設当たり6千万円(事業費ベース1億2千万円)※加算により異なる

《費用負担》 定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当

# 現行の保育所運営費の仕組み

## (現行の保育所運営費の仕組み)

○ 現行制度においては、

- (1) 「基本分保育単価」が①地域、②定員規模、③入所児童の年齢に応じて定められ、さらに
- (2) 「民間施設給与等改善費加算」が職員1人当たりの平均勤続年数に応じて行われる仕組みとなっている。

※ 「民間施設給与等改善費加算」については、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における公私間の給与格差是正を目的にしているため、配当支出が行われている保育所については対象とならない。

※ なお、保育単価は、あくまで国庫負担の基準として設けられており、都道府県・市町村による上乗せは可能。

### 【16/100地域(東京23区)の保育単価の例】

その保育所の 所属 定員区分	その保育所の 設置 区分 (欠員・算 給)の区分	その保育所の 入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1期)	民間施設給与等改善費加算 額(第2期)			
				2.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
61人 から 90人 まで	設置	乳	円	円	円	円	円
		1歳未満	171,350	19,400	16,170	12,936	6,460
		2歳未満	100,500	10,010	9,100	7,276	3,630
		3歳未満	47,040	4,000	4,140	3,316	1,650
	4歳以上児	40,870	4,120	3,410	2,750	1,370	
	未設置	乳	165,760	17,730	15,666	12,496	6,240
		1歳未満	94,030	10,010	8,536	6,820	3,410
		2歳未満	42,340	4,230	3,570	2,866	1,430
3歳以上児		35,240	3,430	2,870	2,300	1,150	

### 【民間施設給与等改善費加算率の前提となる職員1人当たりの平均勤続年数】

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数	内 訳	
		人件費 加算分	管理費 加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上 10年未満	8%	2%
8%加算分	4年以上 7年未満	6%	2%
4%加算分	4年未満	4%	2%

## 現行の保育所運営費の使途範囲

- 現行制度においては、市町村から支弁された保育所運営費については、原則として、**人件費・管理費・事業費**に充てることとされており、以下の要件を満たした場合に、以下の範囲の費用に限り充当が認められている。  
(「保育所運営費の経理等について」(平成12年児発第299号厚生省児童家庭局長通知))

### 最低基準の遵守など適正な運営に関する一定の基準を満たす場合

- (1) 人件費・管理費・事業費の各区分に関わらず、当該保育所のそれぞれの費用に充当可。  
(2) 次年度以降の当該保育所の経費に充てるための①人件費積立預金、②修繕積立預金、③備品等購入積立預金に充当可。

### さらに、延長保育、一時預かり、低年齢児の積極的受入れ等の一定の事業を行う場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が設置する保育所の(1)施設設備の整備、修繕等に要する経費、(2)保育所の土地建物の賃借料、(3)これらのための借入金の償還等のための支出に充当可。

### さらに、第三者評価の受審・結果の公表等の一定の質向上に関する要件を満たす場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が運営する他の社会福祉施設等に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課  
○ 運営費の3か月分の範囲内で、同一設置者が設置する  
(1) 保育所に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課  
(2) 他の子育て支援事業(一時預かり等)の施設設備の整備・修繕等に要する経費、及びこれらのための借入金の償還等のための支出

※当該保育所を設置する法人本部の運営経費へ充当するためには、さらに、前期末支払資金残高の取り崩しについて、市町村(社会福祉法人の場合は理事会)の承認を得て、運営に支障が生じない範囲内において行う必要がある。

37

## 現行の保育サービスの必要性の判断基準

### (「保育に欠ける」判断の仕組み①—政令による基準)

- 市町村が、保育の実施義務を負う対象である「保育に欠ける」児童であるか否かの判断については、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める事由」によることとされている。

- 「政令で定める基準」としては、  
以下のいずれかに該当  
+  
保護者と同居親族等が児童の保育ができない場合とされている。

#### 《保護者の置かれている状況に関する要件》

- ① 昼間労働することを常態  
② 同居親族の介護

#### 《保護者の心身の状況に関する要件》

- ③ 妊娠中又は出産直後  
④ 疾病、負傷、又は心身の障害

#### 《その他》

- ⑤ 災害復旧時  
⑥ その他(「前各号に類する状態」)

### ◎ 児童福祉法施行令(昭和22年法律第164号)

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。  
二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。  
三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。  
四 同居の親族を常時介護していること。  
五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること。  
六 前各号に類する状態にあること。

38

「保育に欠ける」判断の仕組み②—条例による基準

○ 各市町村においては、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める」事由により、「保育に欠ける」児童であるか否かを判断するが、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、以下の事項について、個別に通知で解釈を提示している。

- ① 求職中でも入所申込みが可能【平成12年通知】
- ② 下の子の育児休業取得に際しての上の子の取扱いについては、次年度に小学校入学であるなど「入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、継続入所で差し支えない。【平成14年通知】
- ③ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取扱うこと。【平成15年通知】※「母子及び寡婦福祉法」で規定
- ④ 虐待防止の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取扱うこと。【平成16年通知】※「児童虐待の防止に関する法律」で規定

○ 実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、おおむね以下の傾向が見られる。

《都市部(待機児童の多い市町村)》

- ・ 相対的に詳細かつ厳格な内容。
- ・ ①政令各号で明記する事由(就労/妊娠・出産/(養育者の)疾病・障害/同居親族介護)により基本的な優先度を決定し、②同優先ランク内の調整指数として、その他の事由(母子家庭、虐待等)を用いる構造となっているところが多い。

《その他(待機児童の少ない市町村)》

- ・ 相対的に大括りで幅広く認めることが可能な内容
- ・ 政令各号で明記されていない事由(母子家庭、虐待等)については、条例においても明記されていないところが多い。

入所基準(条例)の実例①(神奈川県横浜市)

《人口365万人(平成20年9月1日現在)、待機児童707人(平成20年4月1日現在)》

5 保育所の入所選考基準

基準の考え方	その他の世帯状況
* ランクは、A B C D E F Gの順に入所の順位が高いものとし、 * お父さん、お母さんが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。 * 同居している養育者が65歳未満の場合、保育可能な方のみならず、その場合、保育できない事を証明する診断書等提出することが必要です。 * 障害児・児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を別に別途に適用します。 * 選考に当たっては、保育が必要な理由の下記の「ランク表」に基づきA~Gの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判断し、入所選考の順位を判断します。	【ランクアップ項目】 ①から⑧は各項目1ランクずつ、⑨は2ランク、最高で2ランクまでアップします。 ※左記⑨はより世帯等が適用される場合は、より高いランクを適用します。
1 居宅外労働(外勤、居宅外自営) 月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。 月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。 月16日以上かつ1日4時間以上かつ1日4時間未満、働いている。 月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。 月16日以上かつ1日4時間以上かつ1日4時間未満の仕事に内定している。	①ひとり親世帯等 ②生活保護世帯 ③生活志向者の失業 ④労働者派遣・家庭内労働者 ⑤保育士・認可外保育施設等の労働者 ⑥(単独)に育児休業中または育児休業申請中であること ⑦再入所する場合
2 居宅内労働(内勤、居宅内自営) 月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。 月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。 月16日以上かつ1日4時間以上かつ1日4時間未満、働いている。 月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。 月16日以上かつ1日4時間以上かつ1日4時間未満の仕事に内定している。	⑧優先順位ではありません。 【同一ランクで重なりだ場合の基準】 同一ランクで重なりだ場合は以下の状況を調整指数により、選考します。(表参照)
3 産前産後 お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間において、出産の準備又は休養を要する。 入院または入院に相当する必要や安産を要する自宅療養で常に入院している場合。	⑨ひとり親世帯等 ⑩きょうだいの状況 ⑪きょうだいの状況 ⑫きょうだいの状況 ⑬きょうだいの状況 ⑭きょうだいの状況
4 ① 心身の障害 身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1~3級、発達の遅れ(発達障害)の交付を受けていて、保育が困難な場合。 身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。 身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	①ひとり親世帯等 ②生活志向者の失業 ③世帯の状況 ④就労状況 ⑤労働者派遣等
5 親族の介護 介護・看護(現)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ1日7時間以上保育が困難な場合。 病人や障害者(現)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日7時間以上保育が困難な場合。 病人や障害者(現)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日4時間以上保育が困難な場合。	⑥きょうだいの状況 ⑦労働者派遣等
6 災害の罹りへの被害 地震、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の罹り当たっている。	⑧優先順位ではありません。
7 通学 就学に必要な送迎のために保育園、専任学校、大学などに送っている。	⑨ひとり親世帯等 ⑩きょうだいの状況 ⑪きょうだいの状況 ⑫きょうだいの状況 ⑬きょうだいの状況 ⑭きょうだいの状況
8 求職中 求職中(入所期間は3か月)、その期間内に就職しないと見込まれる。	⑮労働者派遣等
9 ひとり親世帯等 ひとり親世帯において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自己の生活が営まれると認定(認定センター)が判断した場合、(求職中の入所期間は3か月)。その期間内に就職しないと見込まれる。	①~⑦は優先順位ではありません。
10 その他 規定福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。	⑧優先順位ではありません。
(※1) お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。 (※2) Aランクかつ2ランクアップ相当として適用します。	⑨ひとり親世帯等 ⑩きょうだいの状況 ⑪きょうだいの状況 ⑫きょうだいの状況 ⑬きょうだいの状況 ⑭きょうだいの状況

6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

※ 同一ランクで重なりだ場合は、以下の項目が該当する場合は、調整指数としてそれぞれの日付順に調整を行います。  
 ※ この点数が高い方が優先となります。なお、調整指数の数値が高い方が優位であるものの、調整指数はあくまで調整の目安であり、最終的には保育の必要性を判断します。

内容	調整指数	備考
申請児童を65歳未満の親族に預けている 転居(転居を伴う場合及びきょうだい同時入所のための場合は除く、認定こども園からの転居は含む)	-1	
認可保育所、認定保育施設、認可外保育施設、認可外保育施設(卒園前に認可保育所へ移行し、育児休業明けで認可保育所へ申込み済みの場合を除く)	3	卒園短時間等のある場合に限り、左記のうち主たるものを1項目のみを適用します。
申請児童が認可保育所、認定保育施設、認可外保育施設(卒園前に認可保育所へ移行し、育児休業明けで認可保育所へ申込み済みの場合を除く)	2	
申請児童が認可保育所、認定保育施設、認可外保育施設(卒園前に認可保育所へ移行し、育児休業明けで認可保育所へ申込み済みの場合を除く)	1	
児童を預養している 児童が危険を伴う状態にいる 保育の代替手段に関して、上記以外の場合	-1 1 0	
申請者が身体障害者手帳1-2級、療育の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳1-3級の交付を受けている心身障害者の場合 申請者が身体障害者手帳3級以下で保育に著しく負担がかかる場合 申請者が身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合 申請者が身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合	2 1 1 1	元のランクの調整が「必要の調整」のときは加算しません。
申請者が身体障害者手帳1-2級、療育の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳1-3級の交付を受けている心身障害者の場合 申請者が身体障害者手帳3級以下で保育に著しく負担がかかる場合 申請者が身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合 申請者が身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合	1 1 1 1	元のランクの調整が「親族の介護」のときは加算しません。
市内在住 市外在住(転入予定者は除く)	-8 1	
職歴状況 職歴に復職を伴う空勤勤務である世帯 居宅外自営であるが、職歴が自宅に併設している 勤務実績が1か月未満である世帯	1 1 -1 -1	
ひとり親世帯等 ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合 ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	3 1	
きょうだいの状況 元のランクが「9、ひとり親世帯等」で就労内定の場合 元のランクが「9、ひとり親世帯等」で求職中の場合	-2 -7	上2行の点数を併せて適用されます。
きょうだいの状況 既にきょうだいが入所している場合 既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだいが同時に申込みをした場合	2 1	

＜同一ランク・同一調整指数で重なりだときの選考＞

※同一ランク・同一調整指数で重なりだときは、以下の順に考慮して選考します。

1	類型別の優先順位(前4項の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親世帯 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働(内定) ⑧就労等 ⑨出産 ⑩求職中
2	親族のうち一方が復職を伴う空勤勤務である世帯
3	精神的・身体的な力の強さ
4	保育の恩恵の蓄積
5	保育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯
6	経済的状況(申請書記載)がよい世帯 ただし、4月1日入所は、前年の世帯年収で判定する場合もあつた。 勤務先からの交付が間に合わない等のやむを得ない場合を除き、証明がある者が優先

# 入所基準(条例)の実例②(山口県山口市)

## 《人口19.1万人(平成20年9月1日現在)》

### ○山口市保育の実施に関する条例 (平成17年条例第95号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としてしていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としてしていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の家族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(資料)山口市例規集より抜粋 41

# 入所基準(条例)の実例③(福井県小浜市)

## 《人口3.2万人(平成20年8月1日現在)》

別表

保育園入園選考点数表

社会福祉課

類型	種別	目		点数	必要書類	
		8	5			
家庭外労働	週3日以上 日勤者	8時間以上	5時間以上	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②①より勤務先が確認できない時は勤務証明書	
		3時間以上	3時間以上	5		
		1年以上	1年以上	3		
		5日以上	5日以上	6		
		10日以上	10日以上	3		
		10日以上	10日以上	4		
		従事者	従事者	10		①白営業等就労証明書 (2名以上、従事の場合は主たる従事者の1/2)
		家族従事者	家族従事者	8		
		3人以上者	3人以上者	5		
		家族従事者	家族従事者	5		
家庭内労働	内職	4時間以上	4時間以上	3	①内職証明書 ②母子手帳の写し	
		4時間未満	4時間未満	2		
		1か月以上	1か月以上	10		
		3か月以上	3か月以上	7		
保護者疾病等	入院付添	1か月以上	1か月以上	10	医師の診断書または状況を証明するもの ①身体障害者手帳・療育手帳の写し または医師の診断書	
		3か月以上	3か月以上	7		
		3か月未満	3か月未満	5		
		3回未満	3回未満	2		
		3回未満	3回未満	5		
		3回未満	3回未満	2		
		常時寝たきり	常時寝たきり	10		
		障害者介護	障害者介護	8		
		高齢者介護	高齢者介護	8		
		その他	その他	2		
病入の有様等	入院付添	1か月以上	1か月以上	10	①災害状況を証明するもの ②在学証明書・学生書 ③受託証明書または状況を証明するもの	
		3か月以上	3か月以上	7		
		3か月未満	3か月未満	5		
		3回未満	3回未満	2		
		3回未満	3回未満	5		
		3回未満	3回未満	2		
		常時寝たきり	常時寝たきり	10		
		障害者介護	障害者介護	8		
		高齢者介護	高齢者介護	8		
		その他	その他	2		
その他	高年齢者	75才以上	75才以上	8	①民生委員さんの証明	
		70才以上	70才以上	6		
		70才以上	70才以上	6		
		70才以上	70才以上	6		
		70才以上	70才以上	6		
		70才以上	70才以上	6		
		70才以上	70才以上	6		
		70才以上	70才以上	6		
		70才以上	70才以上	6		
		70才以上	70才以上	6		



## 保育の質を支える仕組み

### 保育内容

- 保育所保育指針(ガイドライン)  
(保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

### 保育環境

- 児童福祉施設最低基準  
(職員配置、施設設備等)

### 職員

- 保育士資格  
(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)
- 保育士の研修

### 監査、評価

- 都道府県による監査
- 第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

43

## 保育の質の向上のための取組について

### 1 保育所保育指針の改定(平成21年4月1日施行)

- 子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、保育所に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、子どもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、保育所保育指針の改定を行い、これを推進する。

### 2 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(平成20年3月28日公表)の推進

- 「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」とこととされた。
- これを受けて、今般、国として、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、推進しているところ。

### 3 保育所の施設設備に関する最低基準の見直し

- 保育所の最低基準における面積基準については、「制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくない」との指摘を受けているところ。
- そこで、機能面に着目した保育所の空間・環境に係る科学的・実証的な検証を平成20年度に行うこととし、この結果を受けて、保育所の施設設備に関する最低基準を見直すこととしている。

### 4 保育士の確保方策の推進

#### 1 保育士の再就職支援事業(来年度予算概算要求事項)

- (1) 保育士の需給状況等に関する調査研究  
今後の保育士の需給状況に関する調査研究を行うとともに、保育士資格を取得しながら就労していない保育士に対して、今後の就労意欲等の調査、再就職に際する問題点等を分析する。
- (2) 保育士の再就職支援研修等  
大都市圏(東京・愛知・大阪)に設置する「福祉人材ハローワーク(仮称)」において、福祉人材確保対策の一環として、保育士資格保有者である求職者の再就職支援のために、きめ細やかな職業相談・職業紹介、再就職支援研修をモデル事業として行う。

#### 2 幼稚園教諭免許所持者の保育士資格取得の推進

幼稚園教諭免許取得者が保育士資格を取得するには、指定保育士養成施設を卒業するか、保育士試験に合格することが必要であったが、これに加えて、保育士資格を取得するために足りない単位を別途取得できるようにすることを検討する。

44

## 児童福祉施設最低基準

- 保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、その保育サービスの質を確保する観点から、国として児童福祉施設最低基準を定めている。

### [主な内容]

#### <職員配置基準>

- ・ 保育士

0歳児	3人に保育士1人 (3:1)	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

※ただし、保育士は最低2名以上配置

- ・ 保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

#### <設備の基準>

- ・ 0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所  
→ 乳児室の面積：1.65㎡以上/人 ほふく室の面積：3.3㎡以上/人

- ・ 2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所

※屋外遊戯場については公園等の付近の代替施設でも可

→ 保育室又は遊戯室の面積：1.98㎡以上/人 屋外遊戯場の面積：3.3㎡以上/人

保育所保育士配置基準

	乳児	1歳	2歳	3歳	4歳以上
中央児童福祉審議会の意見具申 (昭和三十七年度)	3:1		6:1	20:1	30:1
23~26年度	10:1			30:1	
27~36	10:1		(10:1)	30:1	
37・38	10:1 (9:1)			30:1	
39	8:1		9:1	30:1	
40		8:1		30:1	
41		(7:1)		30:1	
42		6:1		30:1	
43		6:1		(25:1)	30:1
44~平成9	(3:1)	6:1		20:1	30:1
平成10~	3:1	6:1		20:1	30:1
休憩保育士	(1人)				
主任保育士代替保育士	(1人)				

(注) 1. 配置基準は、最低基準による。  
2. ( ) 内は、保育所運営費上あるいは他の補助金による配置基準等である。

国名	職員配置	施設・設備
日本	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1  保育者は有資格者のみ	○2歳児未満 乳児室（1人1.65㎡） ほふく室（1人3.3㎡） 医務室、調理室、便所 ○2歳以上児 ほふく室又は遊戯室（1人1.98㎡） 屋外遊戯室（1人3.3㎡）、 調理室、便所、保育用具
アメリカ	○各州まちまち	○各州まちまち
フランス	○所長及び保育職員の半数以上は乳幼児専門の資格者（集団保育所）	
イギリス	○公立保育所 1:1～6:1（年齢による） ○私立保育所 0～2歳児 3:1 2～3歳児 4:1 3～5歳児 8:1 保育職員の半数以上は有資格者	○児童一人当たりの面積 0～2歳未満児 3.5㎡ 2歳児 2.5㎡ 3歳児以上 2.3㎡
スウェーデン	○プレスクール 通常、15名～20名の年齢混合のグループに3名の保育者（うち2名は有資格者）	○プレスクール 少なくとも4種類の部屋（食堂兼作業室、遊戯室、絵画木工室、小遊戯室）
ニュージーランド	○全日保育（少なくとも1名が有資格者） 2歳未満児 5:1 2歳以上児（※） 1～6名に保育者1名 7～20名に保育者2名 21～30名に保育者3名 31～40名に保育者4名 41～50名に保育者5名 2歳未満児・以上児混合 1～3名に保育者1名 4名以上の場合は、※と同様	○全日保育、半日保育 遊びに使えない場所を除いた空間 1人2.5㎡ 屋外遊戯場（1人5㎡）

## 保育所保育士の養成、研修等の現状

### 保育士養成

- 指定保育士養成施設(544か所)  
(大学、短大、専修学校等での所定の課程(2年以上)の履修)  
又は
- 保育士試験(都道府県が実施)に合格  
資格取得者 約49,000人(年間)

### 職員の資質向上

- 職員:知識技能の修得、維持向上の努力義務
- 施設:研修の機会の確保義務  
保育所内での研修のほか、保育団体、地方公共団体主催の研修会に参加

### 保育所勤務の保育士数(常勤換算)

306,253人(うち非常勤28,179人)  
社会福祉施設等調査(H17年)

### 保育士養成課程(概要)

- 保育の本質・目的(社会福祉、社会福祉援助技術、児童福祉、保育原理、養護原理、教育原理)
  - 保育の対象(発達心理学、教育心理学、小児保健、小児栄養、精神保健、家族援助論)
  - 保育の内容・方法(保育内容、乳児保育、障害児保育、養護内容)
  - 基礎技能 ○保育実習 ○総合演習
- 計68単位以上

## 保育士の平均年齢、勤続年数及び平均賃金等について

- 保育士は、全産業と比較して、女性労働者の比率が高く、勤続年数は短い。
- また、きまって支給する現金給与額も、全産業と比較して低く、その待遇は、現在においても介護職員と近い状況にある。

	男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全産業	68.8%	41.8歳	13.5年	372.7千円	31.2%	39.1歳	8.8年	238.6千円
保育士	4.2%	29.2歳	5.0年	229.2千円	95.8%	32.9歳	7.7年	217.9千円
福祉施設介護員	29.2%	33.2歳	4.9年	227.1千円	70.8%	37.2歳	5.3年	206.4千円
ホームヘルパー	15.2%	37.6歳	3.9年	230.6千円	84.8%	44.7歳	4.5年	197.0千円

(資料出所) 平成18年賃金構造基本統計調査

(参考) 勤続年数等に応じた運営費の加算について

### 1 主任保育士の加算

主任保育士の選任加算費を必要とするものと認定された場合には、一定額を加算する

### 2 民間施設給与等改善費の承認

職員1人当たりの平均勤続年数を基礎に加算率を適用した運営費を支給する。

※ 職員1人当たりの平均勤続年数	10年以上	12%加算
	7年以上10年未満	10%加算
	4年以上7年未満	8%加算
	4年未満	4%加算

49

## 認可外保育施設に関連する現行制度

### (認可外保育施設の類型)

- 認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、以下のような類型に区分することがある。
  - (1) 事業所内保育施設 (ex: 院内保育施設等)
  - (2) ベビーホテル(※①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③利用児童の半数以上が一時的利用、のいずれかに該当する施設)
  - (3) その他
- こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。  
(ex: 東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」)
- また、認定こども園の中には、保育所部分について認可を受けていない類型(幼稚園型又は地方裁量型)があり、これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

### (認可基準・定員規模)

- 現行制度においては、認可保育所に対して児童福祉施設最低基準の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われない。(※児童福祉施設最低基準 → P4)  
※ 一方で、保育所認可には、都道府県知事の裁量が比較的広く認められており、必要な客観基準を満たす場合であっても、認可されないことはあり得る。(→※第13回(10/6)の課題)
- また、認可保育所の定員規模は、60人以上を原則。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割合以上受け入れる場合や、過疎地域など一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ。

50

(認可外保育施設に対する指導監督)

- 認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており(※)、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※認可外保育施設指導監督基準 → P4)  
※事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

- 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(※認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度 → P5)

(参考)

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項目	児童福祉施設最低基準(保育所)	認可外保育施設指導監督基準
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置基準(児童) : (保育士)</li> <li>0歳児 3 : 1</li> <li>1・2歳児 6 : 1</li> <li>3歳児 20 : 1</li> <li>4歳以上児 30 : 1</li> <li>保育士のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる保育時間11時間については、最低基準に規定する数以上、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要</li> <li>保育者の3分の1以上が保育士又は看護婦資格が必要</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2歳未満                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児室 1.65㎡/人</li> <li>・ はふく室 3.3㎡/人</li> <li>・ 医師室、調理室、便所</li> </ul> </li> <li>○2歳以上                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人</li> <li>・ 屋外遊戯場 3.3㎡/人</li> <li>・ 調理室、便所</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育室 1.65㎡/人</li> <li>・ 調理室、便所</li> </ul>
非常災害に対する処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火用具、非常口等の設置</li> <li>・ 定期的な訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火用具、非常口等の設置</li> <li>・ 定期的な訓練の実施</li> </ul>
保育室等を2階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転落防止設備</li> <li>○保育室等を2階に設ける場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物又は準耐火建築物</li> <li>・ 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路</li> </ul> </li> <li>○保育室等を3階以上に設ける場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物</li> <li>・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必要)</li> <li>・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり)</li> <li>・ 非常警報器具</li> <li>・ カーテン等の防火処理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転落防止設備</li> <li>○保育室等を2階に設ける場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物又は準耐火建築物</li> <li>・ 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路</li> </ul> </li> <li>○保育室等を3階以上に設ける場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物</li> <li>・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必要)</li> <li>・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり)</li> <li>・ 非常警報器具</li> <li>・ カーテン等の防火処理</li> </ul> </li> </ul>
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育の内容                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝</li> <li>・ 保護者との連絡</li> </ul> </li> <li>○給食                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な栄養量を含む</li> <li>・ 服立の作成</li> </ul> </li> <li>○健康診断の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 保育所保育指針に準じる。</li> </ul>

(注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

(参考)

認可外保育施設の認可化移行支援に係る補助制度

- 認可化移行促進事業 (19年度予算額 200万円 → 20年度予算案 130万円) (20年度)
  - ・ 移行促進事業 20か所 @200万円 補助率1/3

一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。平成17年度より環境改善事業は保育環境改善事業へ統合。

- 認可外保育施設の衛生・安全対策 (19年度予算額 230万円 → 20年度予算案 230万円)

認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。平成19年度より放課後児童等衛生事業からの認可外保育施設分を分離予定。

- 保育所体験特別事業 (19年度予算額 300万円 → 20年度予算案 300万円)

(19年度) (20年度)  
900事業 → 900事業 補助率1/3

ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などを実施。

- 保育従事者研修事業 (19年度予算額 530万円 → 20年度予算案 490万円)

(19年度) (20年度)  
開催回数 98回 → 99回  
補助率 定額

認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。

# 事業所内保育施設に係る助成制度について

平成20年度

平成21年度(予算要求中)

利用者は、原則として、その雇用する労働者

事業所外利用者がある場合、事業所の雇用労働者の利用者数を上回らないこと。

利用者要件の緩和を検討。

## ・設置費

対象費用: 建築費等  
助成限度額: 2,300万円  
助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

## ・増築費

対象費用: 増築費等  
助成限度額:  
増築 1,150万円 建替え 2,300万円  
助成率: 1/2

## ・保育遊具等購入費

助成限度額: 40万円

## ・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)  
助成率: 大企業1/2 中小企業2/3  
支給期間: 5年間

## ・設置費

20年度と同様

## ・増築費

20年度と同様

## ・保育遊具等購入費

20年度と同様

## ・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率:

5年目まで 大企業1/2 中小企業2/3

6年目以降 1/3

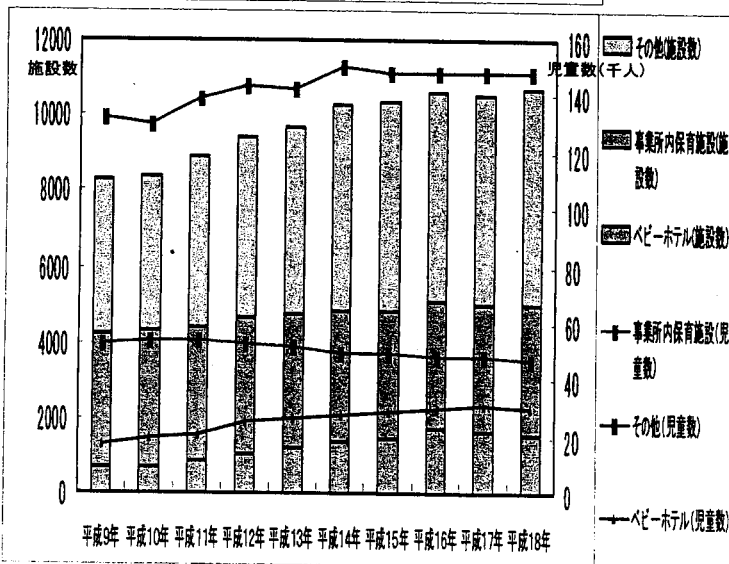
支給期間: 10年間

53

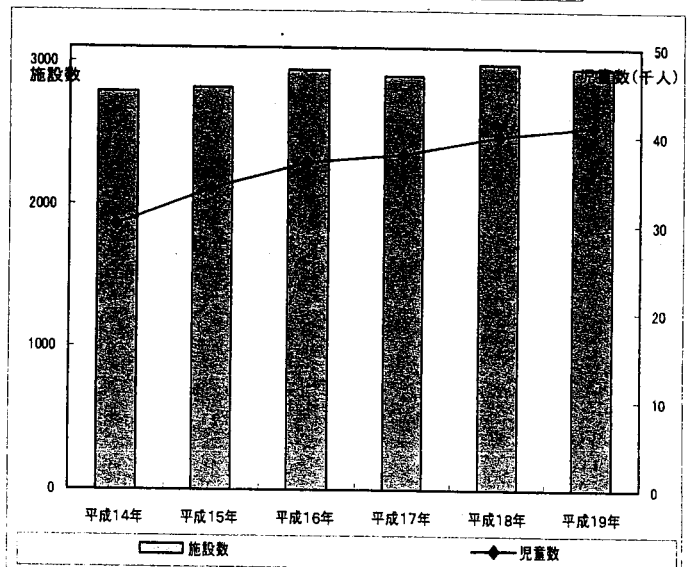
## 認可外保育施設数・利用児童数の推移

- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移



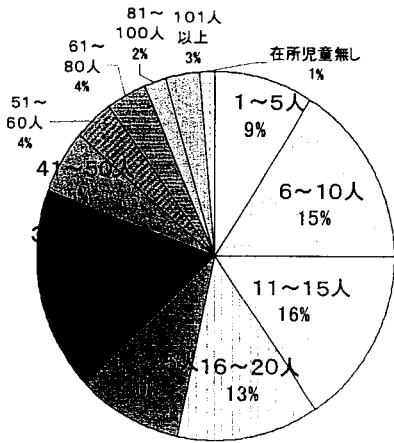
うち自治体単独保育室の推移



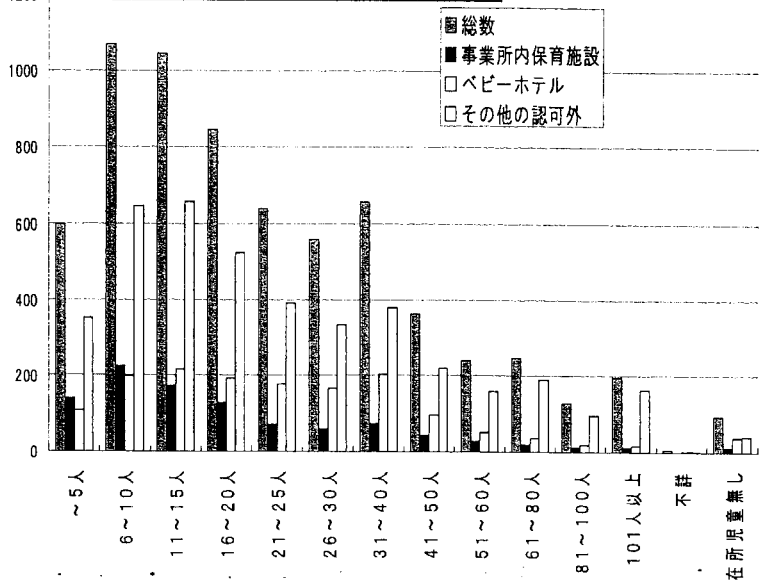
# 認可外保育施設の規模

- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

認可外保育施設の在所児童数規模別の構成比



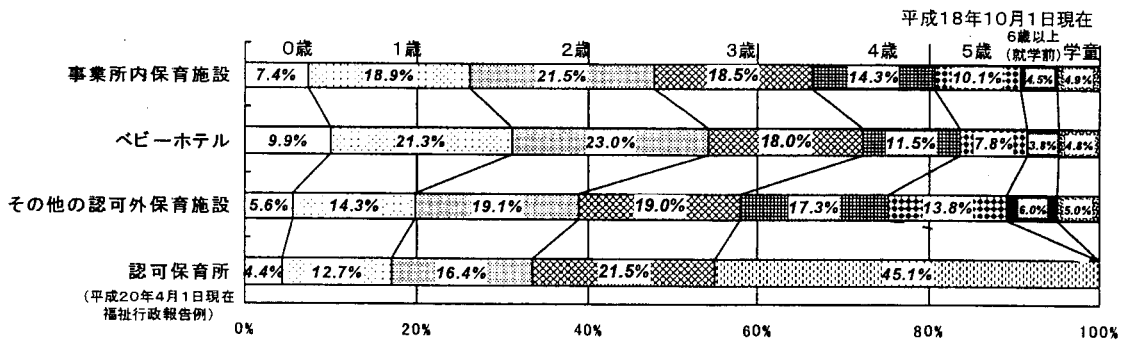
認可外保育施設の在所児童数規模別の分布



(資料) 平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

# 認可外保育施設の年齢別入所児童数

- 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



# 認可外保育施設の設置主体

- 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

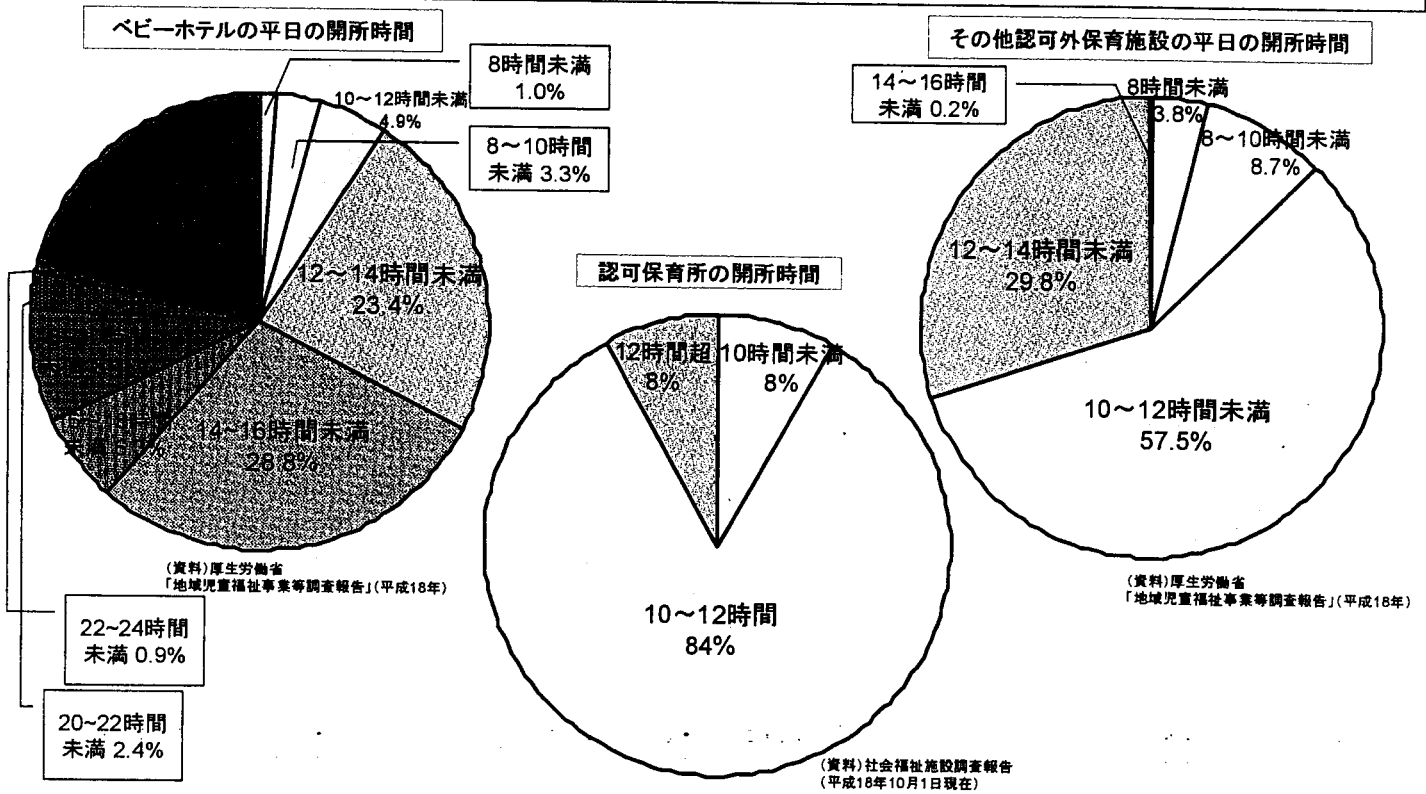
施設の類型別設置主体の状況

	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

(資料) 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

# 認可外保育施設の開所時間

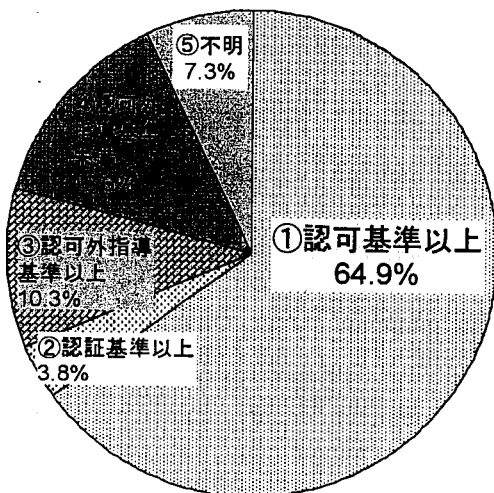
○ 開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに認可外保育施設が対応している状況が伺える。



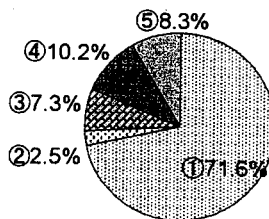
# 認可外保育施設の水準 (面積(保育室))

○ 認可外保育施設の保育室の面積を見ると、認可基準以上相当(推計)の施設が6割以上となっている。

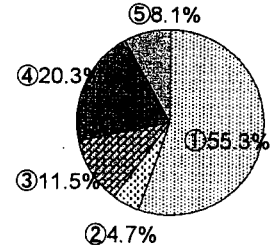
## 認可外保育施設全体



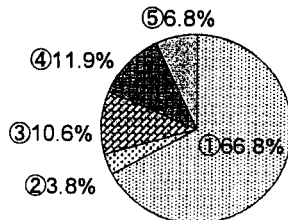
## 事業所内保育施設



## ベビーホテル



## その他の認可外



### 【推計の前提】

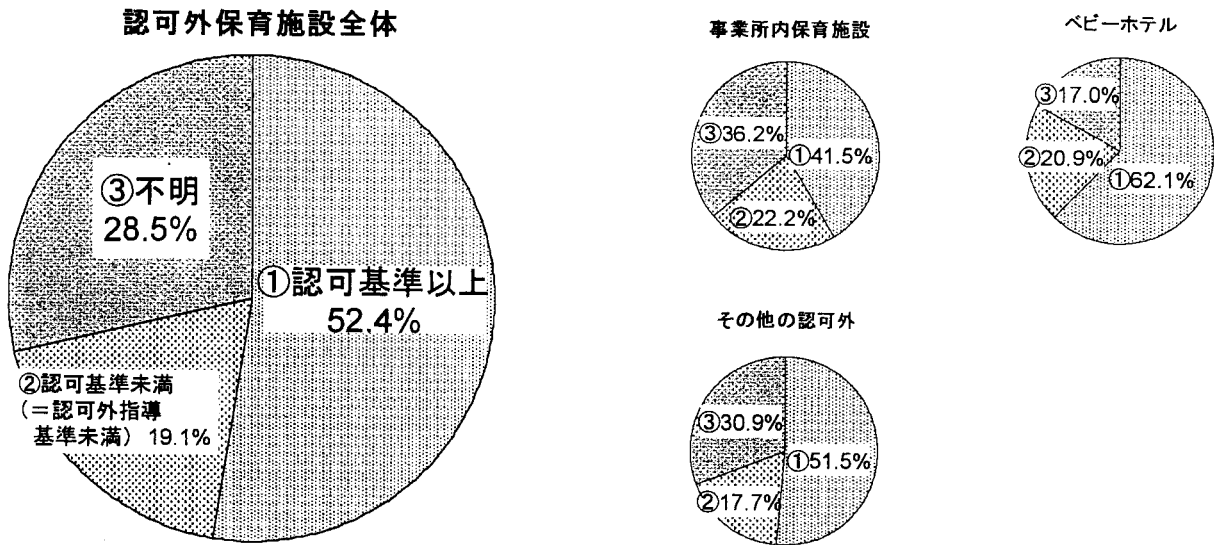
「①認可基準以上」…1歳児数×3.3㎡ + 2歳以上児×1.98㎡以上の事業所  
 「②認証基準以上」…①未満で、1歳児数×2.5㎡ + 2歳以上児×1.98㎡以上(=おおむね東京都認証保育所や横浜保育室の基準)の施設  
 「③認可外指導基準以上」…②未満で、1歳以上児童数×1.65㎡以上の事業所  
 「④ その他」…③未満  
 「⑤ 不明」…保育室面積の回答がなかった施設  
 ※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの



## 認可外保育施設の水準（面積(乳児室)）

○ 認可外保育施設の乳児室の面積を見ると、認可基準以上相当(推計)の施設が5割以上となっている。



### 【推計の前提】

「①認可基準以上」・・・0歳児数×1.65㎡以上の施設

「②認可基準未満」・・・①未満の事業所

「③不明」・・・保育室面積の回答がなかった施設

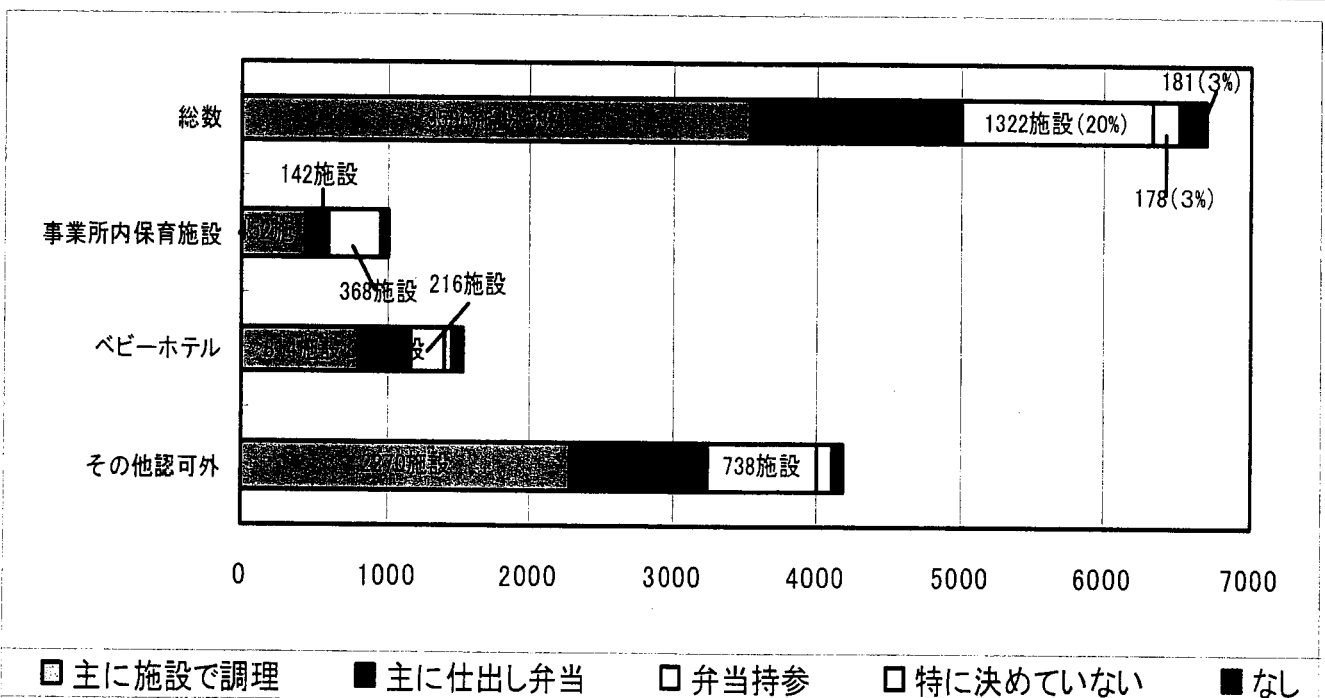
※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

59

## 認可外保育施設の水準（調理室）

○ 認可外保育施設の給食(昼食)の状況を見ると、半数は自園調理を行っているが、2割は外部搬入、2割は弁当持参となっており、認可外保育施設の半数は調理室を有していない可能性が高い。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

60

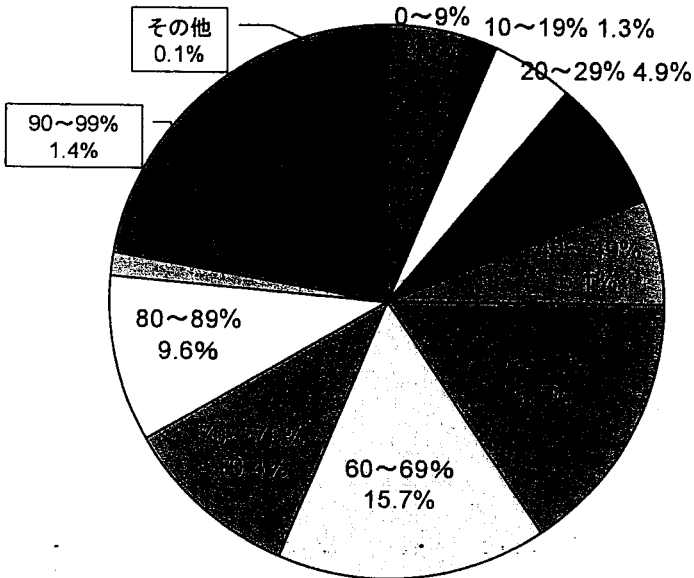
## 認可外保育施設の水準(保育士比率)① (全体)

- 認可外保育施設全体の保育従事者に占める保育士比率の割合は、平均的には約6割にとどまっている。
- 施設別に見ると、保育士比率100%(全員保育士)という施設も多い一方、50%を下回る施設も1/4見られ、認可外保育施設間の差が大きい。

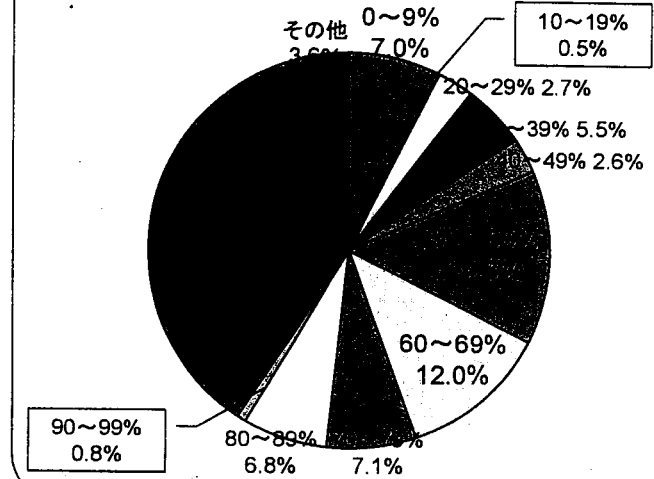
### 保育従事者に占める保育士比率別に見た認可外保育施設割合

#### 認可外保育施設全体 (6,694カ所)

##### 常勤職員・非常勤職員の合算



##### うち常勤職員

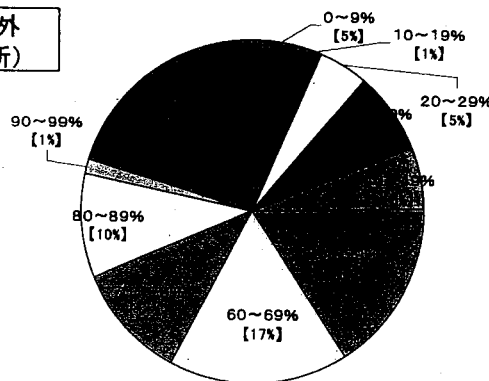


(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

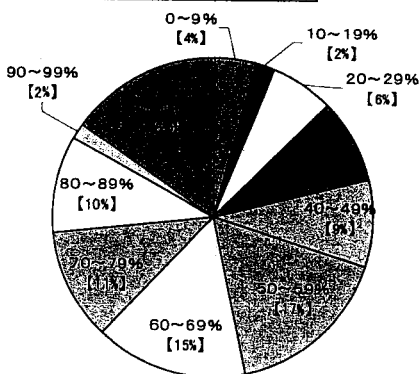
## 認可外保育施設の水準(保育士比率)② (施設種類別)

- 施設種類別に見ると、事業所内保育施設は保育士100%である割合が高い。

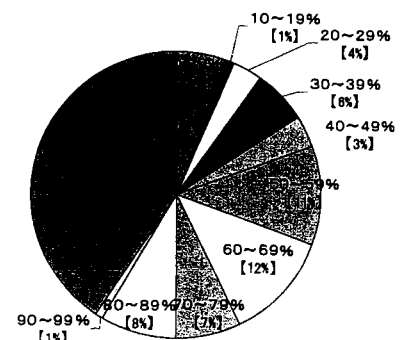
### その他認可外 (4,162カ所)



### ベビーホテル (1,525カ所)



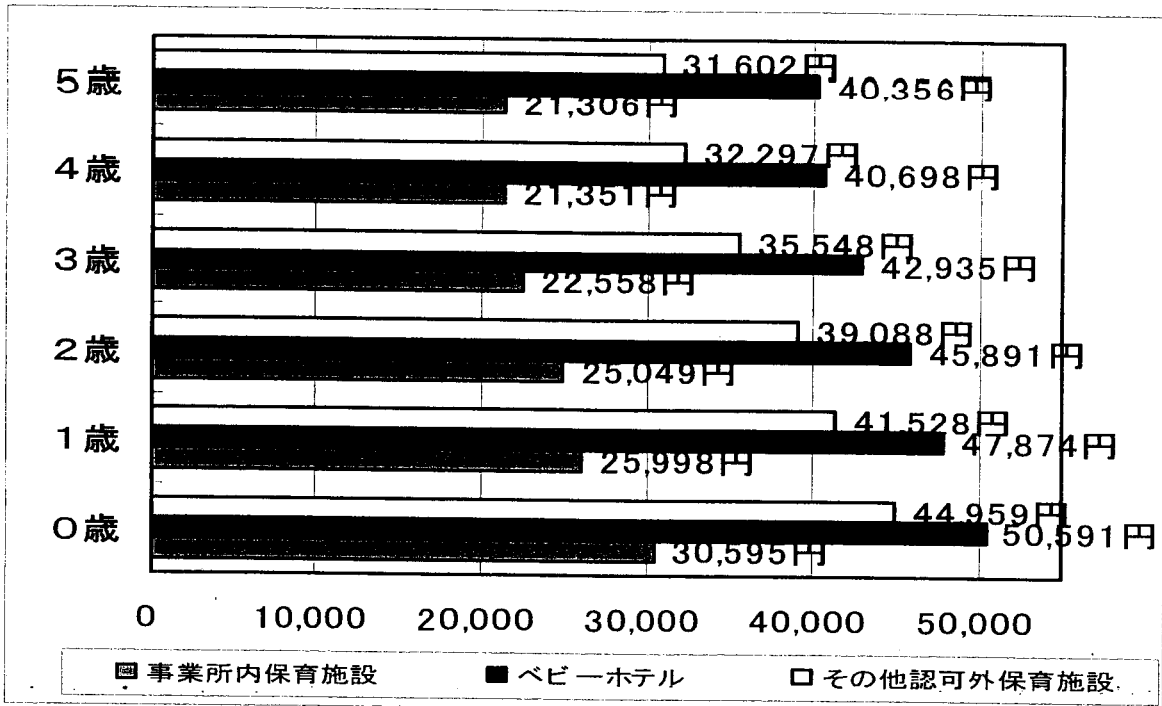
### 事業者内保育施設 (1,007カ所)



(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

## 認可外保育施設の利用料

○ 認可外保育施設の利用料をみると、企業からの補助等のある事業所内保育施設に比べ、他の種類の施設の利用料が高い傾向にあるが、平均的におおむね約3～5万程度の水準となっている。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年) 63

## (参考) 認可保育所の利用料

### 保育サービスに係る年齢別保育単価と費用徴収基準額

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～6歳
		15.1万円	8.9万円		4.3万円	3.7万円
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円		0円		
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		9,000円	6,000円	
第3階層		市町村民税課税世帯		19,500円	16,500円	
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満		30,000円	27,000円	
第5階層		40,000円以上 103,000円未満		44,500円	41,500円	
第6階層		103,000円以上 413,000円未満		61,000円	58,000円	
第7階層		413,000円以上		80,000円	77,000円	

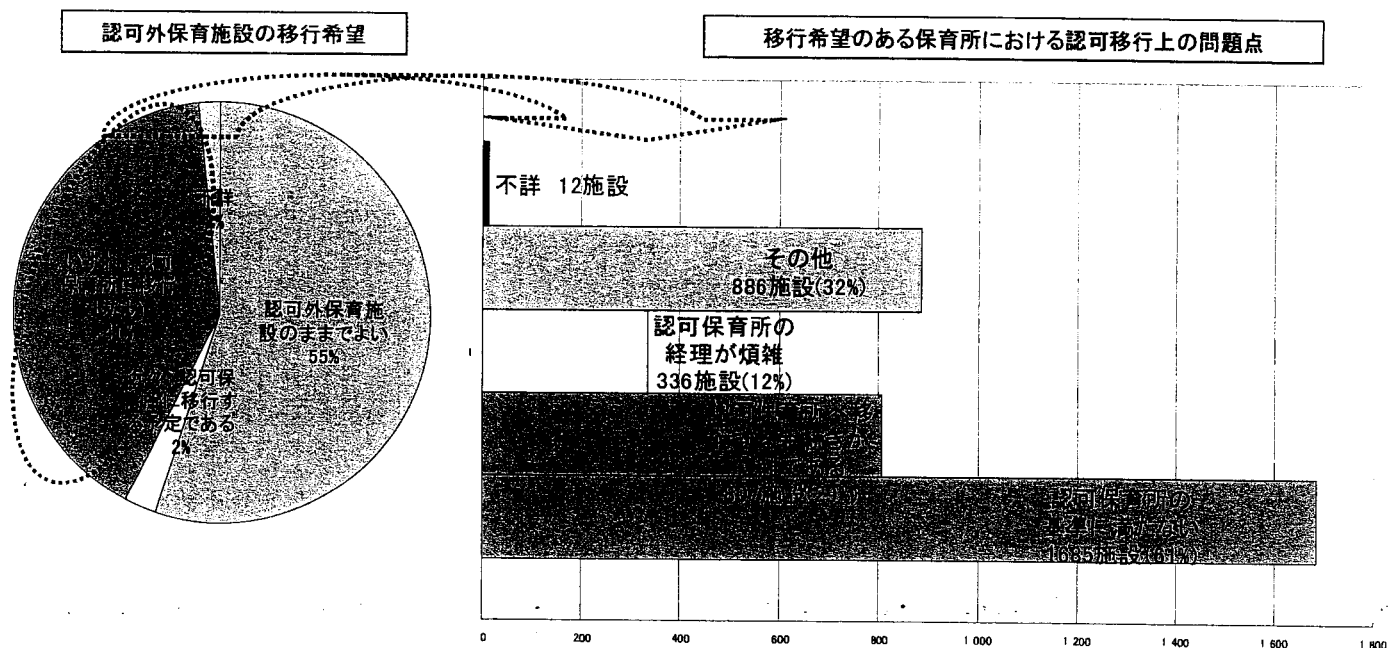
※ 保育単価は平成20年度の定員90人、その他地域区分。

※ 上記の費用徴収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。



## 認可外保育施設の認可保育所への移行希望・移行上の問題点①

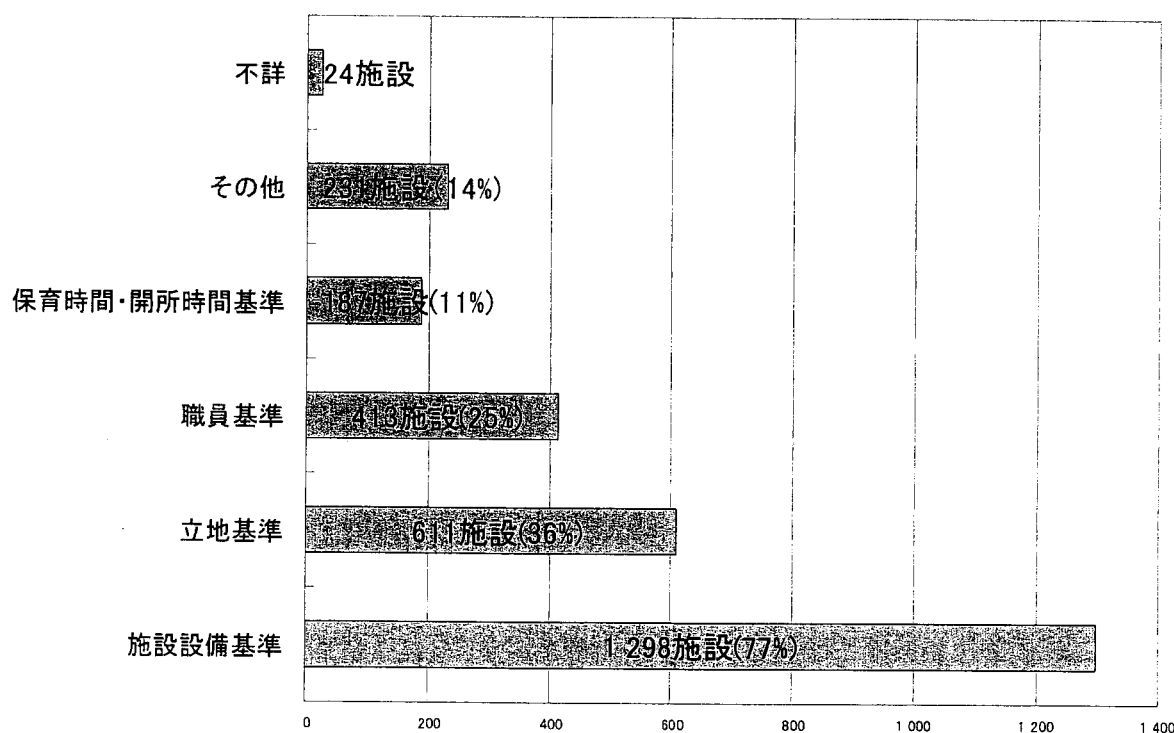
- 認可外保育施設の約4割は、認可保育所への移行希望を有している。
- 認可保育所への移行希望のある施設にとっての問題点は、「基準に満たない」ケースが約6割を占めるほか、手続や経理の煩雑さを挙げる施設も多く見られる。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年) 67

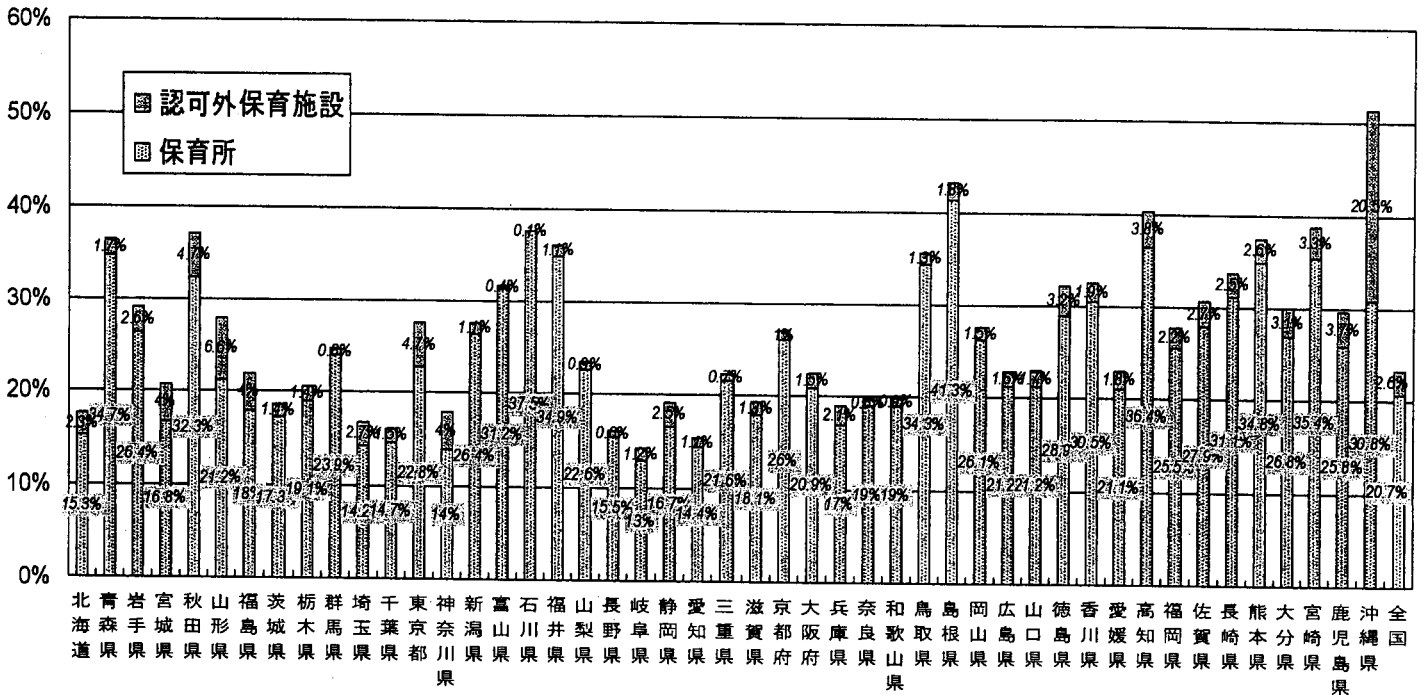
## 認可外保育施設の認可保育所への移行上の問題点②

- 認可保育所への移行を希望する施設であって認可基準を満たせない施設のうち、約8割が施設設備基準を挙げている。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年) 68

# 3歳未満児における保育所・認可外保育施設利用率【都道府県別】



※【保育サービス利用率】＝【保育所利用児童数（3歳未満児）】÷【3歳未満人口】  
 ※【認可外保育施設利用率】＝【認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）】÷【3歳未満人口】  
 ※「保育所利用児童（3歳未満児）」：福祉行政報告例【厚生労働省（平成20年4月1日現在）】  
 ※「認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）」：厚生労働省保育課調べ（平成19年3月31日現在）  
 「3歳未満人口」：平成17年国勢調査【総務省統計局（平成17年10月1日現在）】

## 過疎地域の現状①

**（過疎地域の現状）**  
 ○ 過疎地域は、人口では全国の約8%であるが、過疎地域を含む市町村数では全国の4割を占める。

図表2 過疎地域が全国に占める割合

市町村数 (全国1,789市町村)	過疎 732市町村 (40.9%)	非過疎 1,057市町村 (69.1%)
人口 (全国12,777万人)	1,074万人 (8.4%)	11,703万人 (91.6%)
面積 (全国377,915km <sup>2</sup> )	204,529km <sup>2</sup> (54.1%)	173,386km <sup>2</sup> (45.9%)

(備考) 1 市町村数は平成20年4月1日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。  
 人口及び面積は平成17年国勢調査による。  
 2 東京都特別区は1団体とみなす。

《過疎地域の要件》  
 ○ 「過疎地域」とは、以下の「人口要件」と「財政力要件」に該当する地域。

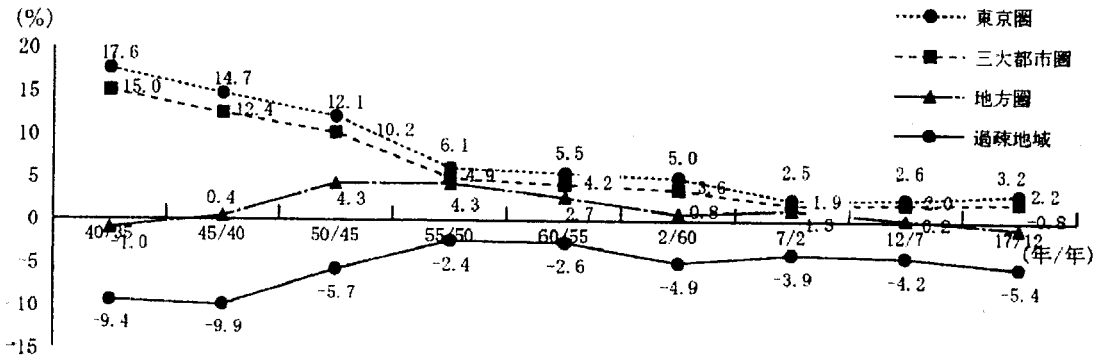
- 人口要件：以下のいずれかに該当すること
    - 昭和35年～平成7年の人口減少率が30%以上
    - 昭和35年～平成7年の人口減少率が25%以上、高齢者比率（65歳以上）24%以上
    - 昭和35年～平成7年の人口減少率が25%以上、若年者比率（15歳以上30歳未満）15%以下
    - 昭和45年～平成7年の人口減少率が19%以上
 \*ただし、1)2)3)の場合、昭和45年～平成7年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。
  - 財政力要件：平成8年度～平成10年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下、かつ公営競技収益が13億円以下であること（施行令第1条）。
- 【追加公示】 平成12年の国勢調査の確定人口に基づき、追加公示を行う（法第32条）。
- 人口要件：上記要件中、各対象年次を5年ずつずらして適用。
  - 財政力要件：上記要件を、平成10年度～平成12年度の3ヶ年平均の財政力指数として適用。

# 過疎地域の現状②(人口の動向)

## (過疎地域の人口の動向)

○ 過疎地域の人口減少率は、昭和35～45年には10%程度と著しく人口が減少していたが、その後人口減少率は低下し、平成12～17年の減少率は5.4%となっているものの、平成7年以降の減少率は緩やかに拡大。

図表4 過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移



(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。

3 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の区域、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県）の区域、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県）の区域をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

【出典：総務省『「過疎対策の現況」について』（平成20年9月）<sub>1</sub>】

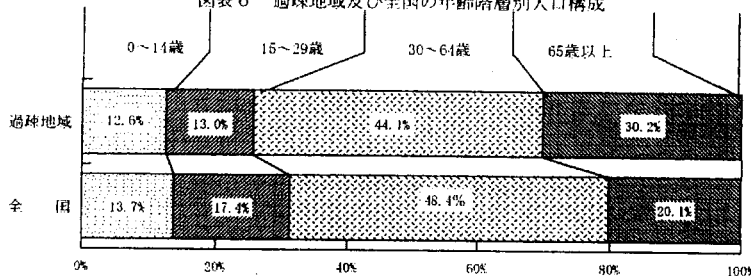
# 過疎地域の現状③(人口構成)

## (過疎地域の人口構成)

○ 過疎地域における年少人口(0～14歳)の割合は、全国と大きな差は見られない。

○ 年少人口(0～14歳)の推移は、全国に比べ緩やかではあるが、一貫して減少傾向にある。

図表6 過疎地域及び全国の年齢階層別人口構成

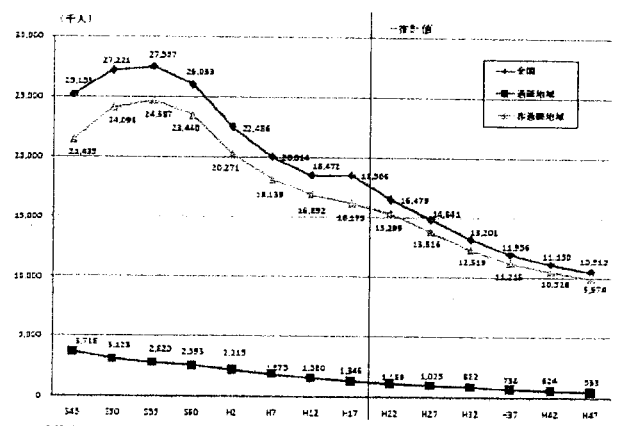


<参考>

圏域	年少人口(0～14歳) (単位:千人)	全国の年少人口に占める 各圏域の割合
全国	17,521	
三大都市圏	8,407	48.0%
地方圏	9,114	52.0%
(うち過疎地域)	(1,346)	(7.7%)

H17国勢調査より

【図表17 0～14歳人口の推移について】



① 過疎地域は平成19年(4月1日)時点。  
 ② 平成19年までの人口は国勢調査による。  
 ③ 全国の推計値は「日本の国勢推計人口(平成18年)の推計値」の中間推計による。  
 ④ 国勢調査推計・人口推計調査による。  
 ⑤ 過疎地域の推計値は、全国の推計値からの過疎地域の推計値(総務省過疎対策部)に基づいて算出された。

【出典：総務省『「過疎対策の現況」について』（平成20年9月）】

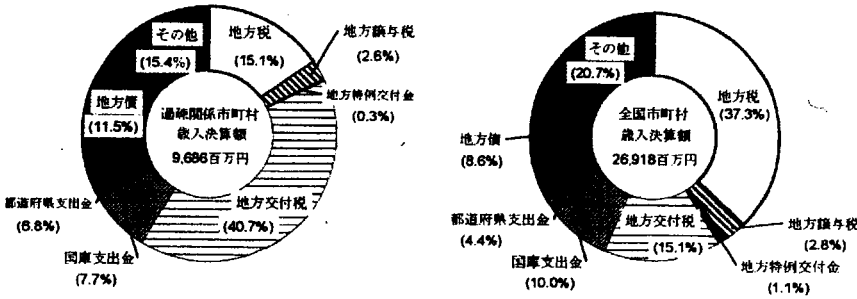
【出典：総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)」<sub>2</sub>】

# 過疎地域の現状④(財政状況)

## (財政構造と財政力指数)

- 過疎関係市町村の1市町村当たりの歳入に占める地方税収割合は約15%(全国約37%)に過ぎない。
- 市町村に財政力を示す指標である財政力指数をみると、過疎関係市町村の平均は0.25(全国平均0.53)。

図表8 平成18年度 市町村歳入決算の状況



(備考) 1 総務省「平成18年度地方財政状況調査」による。  
 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。  
 3 一部過疎地域のうち、データを取得できない278区域について過疎関係市町村から除いている。

- (備考)
- 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。
  - 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
  - 3 財政力指数は、平成16年度から平成18年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めた数値(小数点第3位を四捨五入)を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値(合併算定替)に基づく。
  - 4 ( )は団体数合計に対する構成比である。
  - 5 平均値は単純平均であり、全国平均値においては一部過疎地域を有する市町村も一本算定を用いている。
  - 6 分村合併した山梨県旧上九一色村については、1団体として算出する。

図表9 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位: 団体、%)

区分	平成18年度	
	市町村	数
過疎地	0.1未満	9 (1.2)
	0.1以上0.2未満	233 (31.9)
	0.2以上0.3未満	291 (39.8)
	0.3以上0.42以下	165 (22.6)
	0.42超	33 (4.5)
計	731 (100.0)	
平均値 A	0.25	
全国平均値 B	0.53	
B-A	0.28	

【出典: 総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)3

## 人口減少地域に関連する保育制度の概要① (小規模保育所(認可保育所))

○ 認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。

- (1) 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合
- (2) 次のいずれかに該当
  - ① 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
  - ② 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
  - ③ 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児
- (3) 定員20人以上
- (4) 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

保育所の定員規模、設置、運営主体別施設数

定員規模別	経営主体	公 営		私 営		計	
		実数 (か所)	構成比 (%)	実数 (か所)	構成比 (%)	実数 (か所)	構成比 (%)
~30	人	(613)	(5.2)	(631)	(5.8)	(1,244)	(5.5)
		569	4.9	642	5.7	1,211	5.3
31~45		(1,215)	(10.3)	(842)	(7.7)	(2,057)	(9.1)
		1,190	10.3	874	7.8	2,064	9.1
46~60		(2,155)	(18.3)	(2,635)	(24.2)	(4,790)	(21.2)
		2,073	18.0	2,676	23.9	4,749	20.9
61~		(7,769)	(66.1)	(6,764)	(62.3)	(14,533)	(64.2)
		7,678	66.6	7,018	62.6	14,696	64.6
計		(11,752)	(100.0)	(10,872)	(100.0)	(22,624)	(100.0)
		11,510	100.0	11,210	100.0	22,720	100.0
		(50.7)		(49.3)	(100.0)		

資料 : 社会福祉施設調査報告(平成18年10月1日現在)  
 上段括弧は、前年10月1日現在

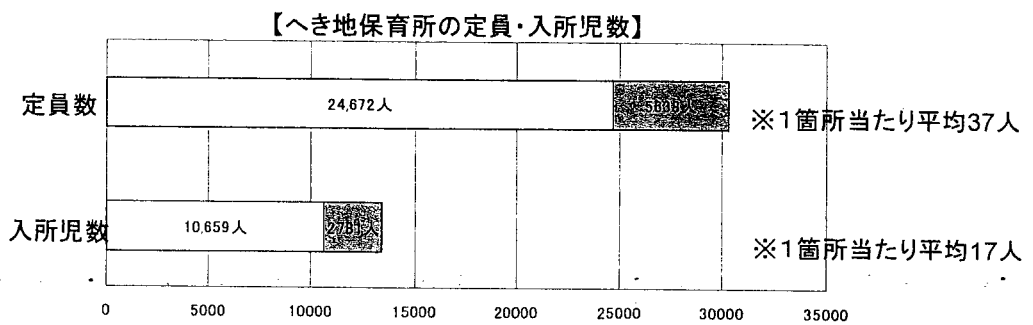
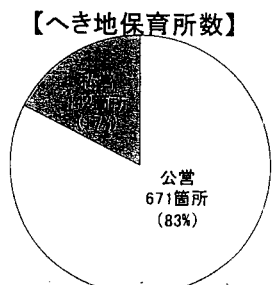


# 人口減少地域に関連する保育制度の概要② (へき地保育所(認可外保育施設))

○ へき地保育所(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)において補助(※20ポイント)。

- (1) 設置場所が、以下の①～④にあること
- ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
  - ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特勤手当の支給の指定を受けている公官署の4キロメートル以内、
  - ③ ①・②を受けることとなる地域内
  - ④ ①～③に準ずるものとして市町村長が認める地域内
- (2) 設備・運営が以下の基準に合致すること
- ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
  - ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
  - ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場合含む)その他必要な設備を設けること
  - ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
  - ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外のもので代えることができる)
  - ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること

○ 入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施。

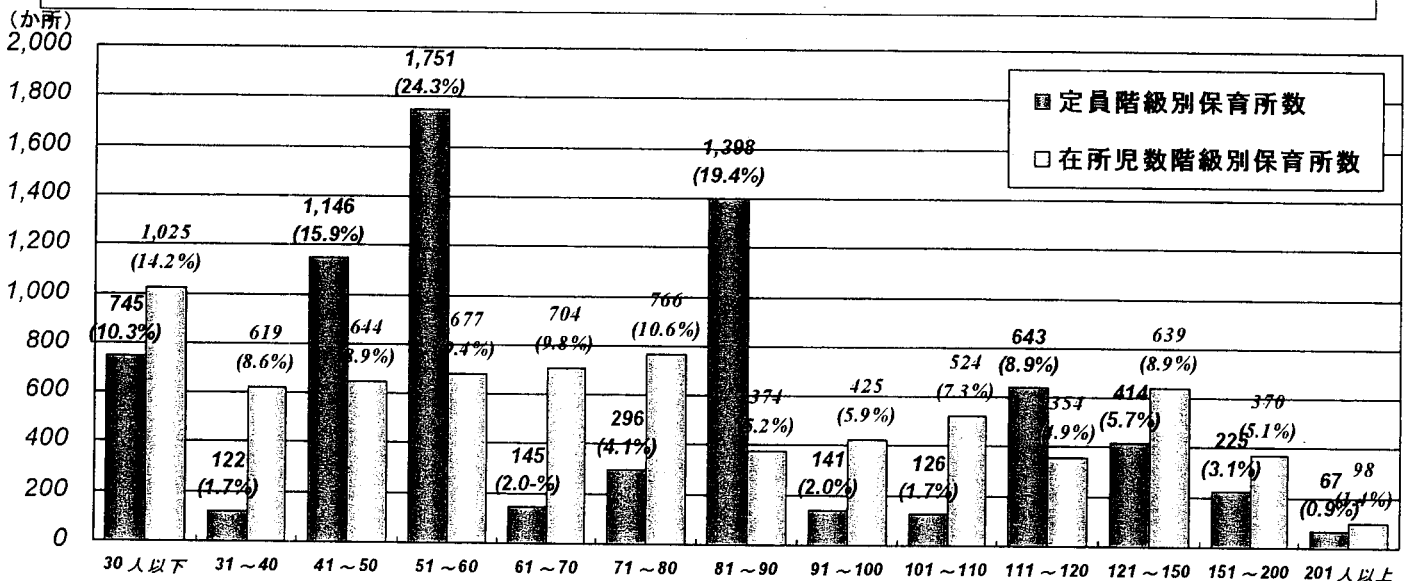


※なお、次世代育成支援対策交付金の平成18年度交付決定数は6,766箇所

【出典：平成18年社会福祉施設等調査】 75

## 過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51～60人の規模が多いが、在所児数規模では、30人以下が多い。



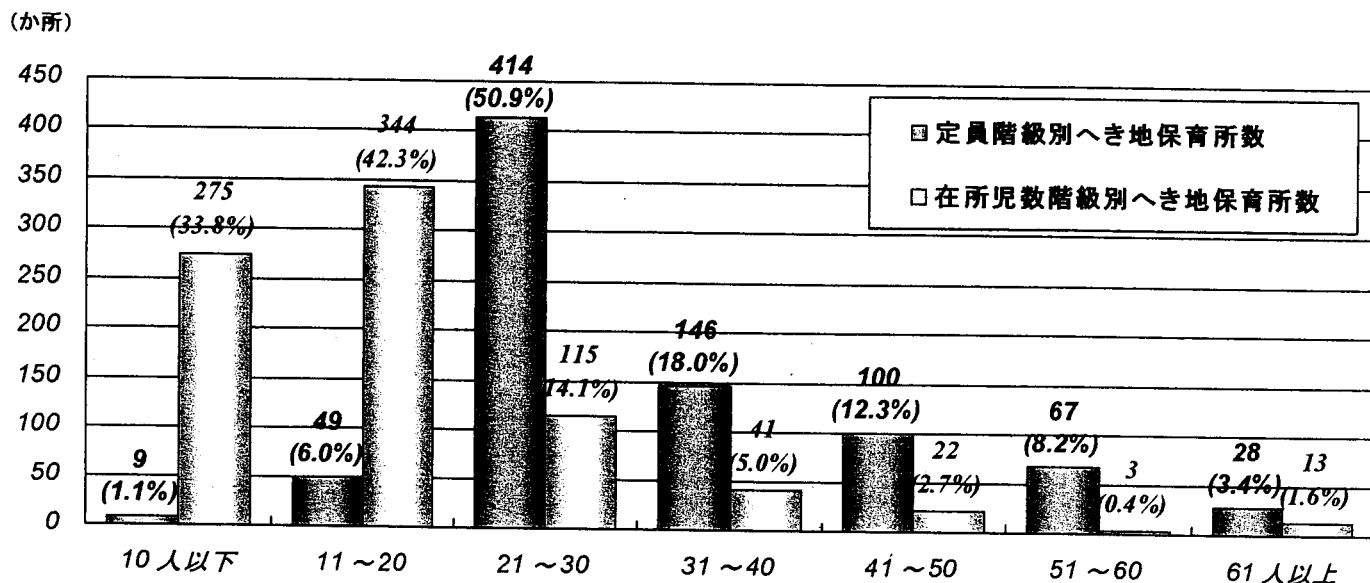
(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。  
※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

(参考)  
全国の定員規模別分布

定員60人以下：35.3%	定員61～90人以下：27.6%	定員91～120人以下：22%	定員120人超：15%
---------------	------------------	-----------------	-------------

## へき地保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ へき地保育所の規模をみると、定員規模は21～30人が多いが、在所児数規模は20人以下が約8割を占める。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」におけるへき地保育所数を定員階級・在所児数階級ごとに特別集計したもの

77

## 過疎地域における幼児教育経験者比率

○ 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。

○ 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.5
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	60.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.8

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。

2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

<幼児教育経験者比率>

①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設調査」による。

②過疎地域は総務省調べ。

③それぞれの数値は、次の算式による、なお、保育所にはへき地保育所を含む。

幼児教育経験者比率 = 幼稚園就園率 + 保育所在籍率

$$\text{幼稚園就園率} = \frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

$$\text{保育所在籍率} = \frac{\text{前年度保育所在所児数(5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

【出典:総務省「『過疎対策の現況』について」(平成20年9月)】

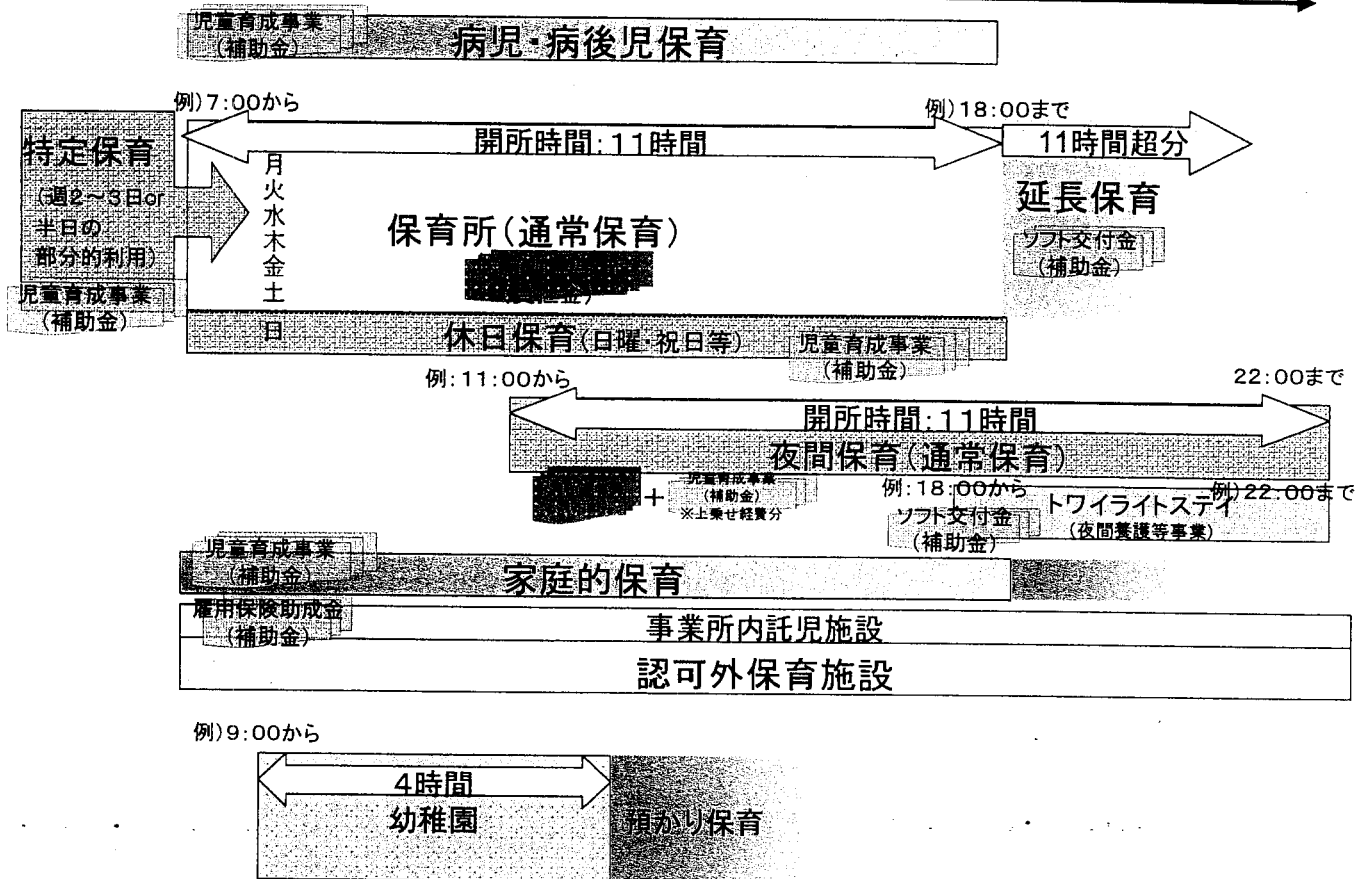
【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)」(平成20年4月)】

78

# 保育サービスの全体像

時間軸：(早朝)

(深夜)



79

## 多様な保育の取組の現状

《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数:22,909箇所 利用児童数:202万人 (平成20年4月1日現在)	◆ 1小学校区当たり1.03か所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の65.8%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)	875箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の3.8% ◆ 1市区町村当たり0.48か所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	74か所 (平成20年3月31日現在)	◆ 認可保育所の0.32% ◆ 1市区町村当たり0.04か所
特定保育事業	週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	927か所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所
病児・病後児保育事業	【病児対応型】病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 【病後児対応型】病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 【体調不良児型】保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業	745箇所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所利用児童2,714人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.41か所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数:99人 利用児童数:331人 (H19年度交付決定ベース)	◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.05人

注:市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

80

# 放課後児童クラブについて

## 【事業の内容】

- 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。
- 放課後児童クラブは、平成9年の児童福祉法改正により事業が法定化され、当該事業の実施については、市町村の努力義務として規定されている。

〔児童福祉法(昭和22年法律第164号)〕

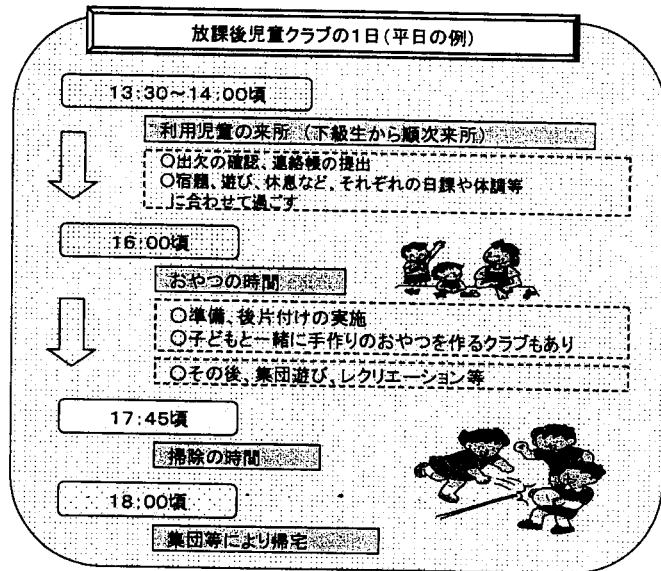
第六条の二(略)

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

③(略)

第21条の10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

<b>対象児童</b>
○保護者が労働等により昼間家にいない小学1～3年の就学児童 ○その他、健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の児童、小学校4年生以上の児童)
<b>実施場所</b>
小学校の余裕教室、小学校敷地内の専用施設、児童館・児童センター、公民館などの公的施設、民家・アパート、保育所、幼稚園、団地集会所、その他専用施設など
<b>運営主体</b>
市区町村、社会福祉法人、NPO法人、保護者会、保護者や地域住民等により構成される運営委員会、任意団体など
<b>職員体制</b>
○放課後児童指導員を配置 ○放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。



81

## 【現状】(平成20年5月現在)

- クラブ数 17,583か所(全国の小学校区約22,000校のおよそ8割程度)  
→平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区での実施をめざす
- 登録児童数 794,922人(全国の小学校1～3年生約353万人の2割程度)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 13,096人[利用できなかった児童がいるクラブ数 2,289か所]

## 【事業に対する国の助成〔児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村への補助〕】

○平成20年度予算額 186.9億円(28.4億円増)

### ○運営費

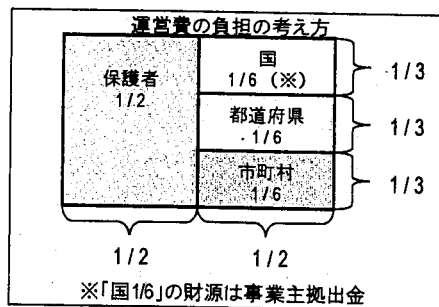
- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、**原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。**
- ・児童数36～70人の場合、基準額:240.8万円

※6時間以上開所しているクラブが、18時以降開所延長する場合に長時間開所に係る加算あり

### ○整備費

- ・新たに施設を創設する場合(基準額:1,250万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成

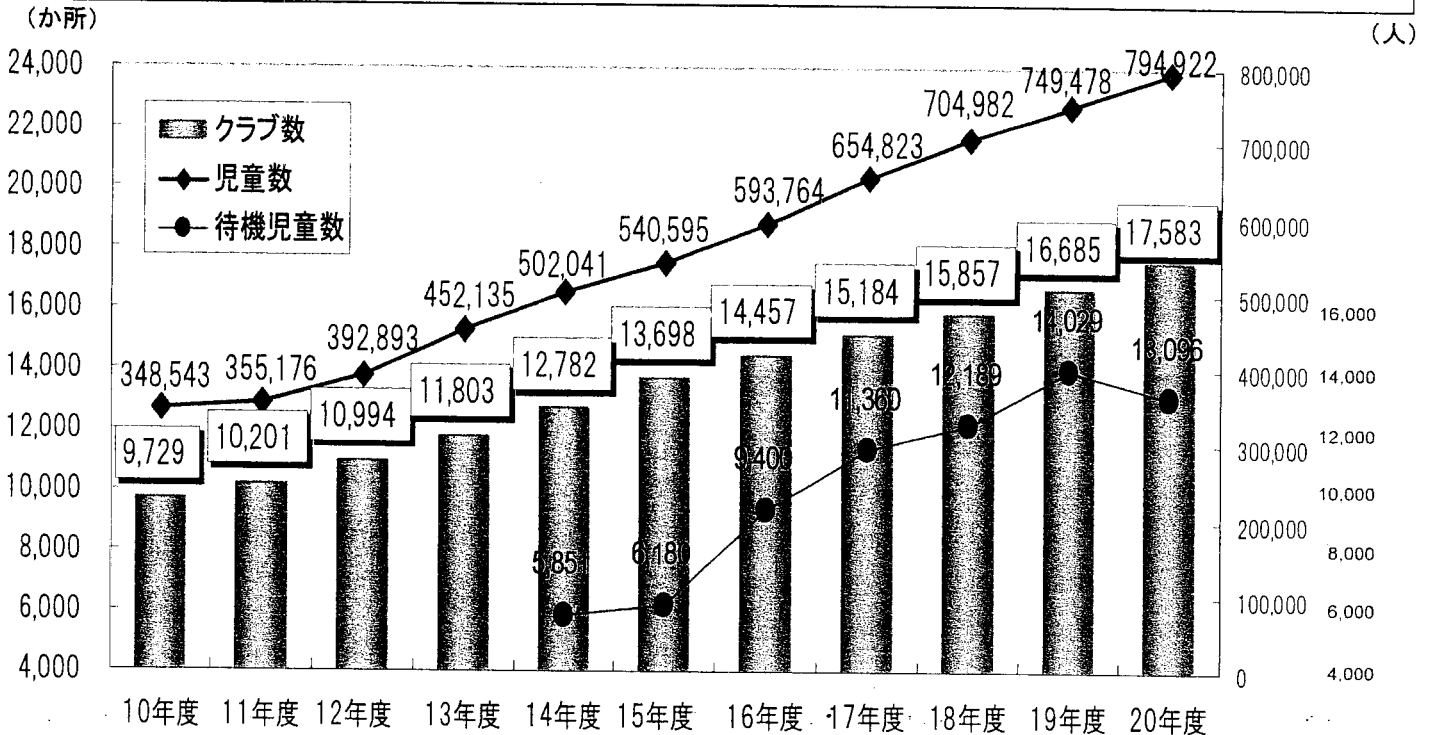
※運営費又は整備費(創設費を除く)は、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ、整備費(創設費)は、国、都道府県、市町村又は設置者(社会福祉法人等)が3分の1ずつ負担



82

## 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成20年では、クラブ数は17,583か所、登録児童数は79万4,922人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約8,000か所、児童数は約45万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は対前年933人減の1万3,096人となった。



※各年5月1日現在(育成環境課調)

83

## 放課後児童クラブに係る補助要件について

### 1. 実施主体

市町村(特別区を含む。)、社会福祉法人その他の者

### 2. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

### 3. 職員体制

放課後児童指導員を配置すること。

### 4. 開所日・開所時間

- ・ 年間250日以上開所すること。(ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助対象)
- ・ 開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、原則として1日8時間以上開所。

### 5. 施設・設備

- ・ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- ・ 同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点(居場所)の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

### 6. 事業の内容

- (1)放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2)出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3)放課後児童の活動状況の把握
- (4)遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5)遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6)連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7)家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8)その他放課後児童の健全育成上必要な活動

84

# 放課後児童クラブガイドラインについて

## 趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

## ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### 1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

### 2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

### 3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

### 4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

### 5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

### 6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
- ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
- ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
- ④ 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
- ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉の介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

### ○その他

- 7. 保護者への支援・連携
  - ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。
- 8. 学校との連携
  - ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。
- 9. 関係機関・地域との連携
- 10. 安全対策
- 11. 特に配慮を必要とする児童への対応
- 12. 事業内容等の向上について
  - ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。
- 13. 利用者への情報提供等
- 14. 要望・苦情への対応

## 放課後児童クラブの実施状況①

### (1)放課後児童クラブに係る小学校区別実施状況

31.5%の小学校区において放課後児童クラブが未実施となっている。

	小学校で実施	小学校外で実施	未実施
小学校区数 (割合)	7,766小学校区 (35.5%)	7,227小学校区 (33.0%)	6,881小学校区 (31.5%)

### (2)放課後児童クラブを実施していない理由

放課後児童クラブを実施していない小学校区における未実施の理由については、「ニーズが無い」が37%、「実施場所の確保が困難」が36%、「指導員等の人材確保が困難」が33%となっている。

